

823-0387



1200500753531

823  
38



始





東洋文庫論叢 第十九

玉篇の研究

岡井慎吾著

財團法人 東洋文庫刊行



823  
0.38

東洋文庫論叢 第十九



の  
研  
究

岡井慎吾 著



財團法人 東洋文庫刊行



此の早稲田大學藏の原本玉篇は唐鈔本と稱せらる。言部に次ぐに諳部を以てすべきに今は諳部を佚したるが古逸叢書の底本たりし寫本には猶之を存したるが故に同叢書に覆刻せるものは諳部を有す。日部が諳部の次に來るべきは第九十三の一句にても明かなり。古逸叢書は粗寫の本を底本として用ひたれば全く其の筆致を失ひたり。早稲田大學本の事は本書前篇四九頁七七頁を古逸叢書本の事は同じく六六頁を参照のこと。

圖 版







梁大同九年云々の文は牒の後に在るを至當とす。宋本  
は牒を缺くが故に最初に此の文を出したるを以て唐の上  
元本めかさん爲に澤存堂にて翻刻の際は之を削れるかと  
疑はれたること本書前篇一四頁に引ける四庫全書總目の  
文に見ゆ。元の泰定本に在りては梁大同九年云々の文は  
牒の後に在り。  
宋本に就きては本書前篇二七四頁を泰定本に就きては  
同じく三二〇頁を参照のこと。



同じく三二〇頁を参照のこと。

宋本に録せしむる本書前篇二七四頁の舊本に録せしむる類の條に於て。

文の異なり。元の舊本に於ては、梁大同武平二年の文は誤りあること本書前篇一回頁に記す。即ち本書前篇の元本の條に於て、この點を論じて、梁大同武平二年の文は、元本の條に於て、梁大同武平二年の文は、元本の條に於て、

二 版 圖

行於普聖庶上助於欽明事跡奉  
勅旨依牒奉准  
勅故牒  
梁大同九年三月二十八日黃門侍郎兼太學博士顧野王撰本唐上元元年甲戌歲四月十三日南國處士富春孫強增加字三十卷凡五百四十一部舊十五萬八千六百四十一言新五萬一千一百二十九言新舊總二十萬九千七百七十言註四十萬七千五百有二十字

九卷定本 符新開卷

大廣發會玉篇一部并序 凡三十卷  
梁大同九年三月二十八日黃門侍郎兼太學博士顧野王撰本唐上元元年甲戌歲四月十三日南國處士富春孫強增加字三十卷凡五百四十一部舊十五萬八千六百四十一言新五萬一千一百二十九言新舊總二十萬九千七百七十言註四十萬七千五百有二十字  
昔在履歷始成八卦暨平篆韻肇創六文政罷結繩教興書契天粟書慶市妖夜哭由來尚矣爰至玄龍龍馬負河洛之圖小篆象鱗鴻受終之命屬羽為字

宋本 圖書發御製

圖版二



宋本には圖に見ゆる如く處々埋木せる處あるも、澤存堂本は悉く其の字を補へり。澤存堂本は文字修整に過ぎて宋本杵茂の氣を失へり。  
澤存堂本に就きては本書前篇三四九頁を参照のこと。

圖 版 三







五音聲論を宋本に在りては反紐圖序の上に出せるに元  
本に於いては序の後に次づるを常とす。  
元十一行本のこととは本書前篇三二二頁を参照のこと。  
川瀬一馬氏は之を無刊記宋本と鑒せり。

圖 版 四



近行る本用上下の法圖紙区けりて本紙ら轉影書寫  
 本二枚に於て此の法圖紙区けりて本紙ら轉影書寫  
 元十一行本 内附文庫藏

四 照 圖

澤存堂五種本 家藏

五音聲論 沙門神珙撰  
 夫文物之圖假以書詩十步之才互音爲首事興  
 一字有訛餘音皆失四聲之體與天地而齊生商角徵羽之音  
 與五聲而同起且天地生於混沌之初君子生於嬰兒  
 豈與嬰兒同類夫欲反字先須紐弄爲初一弄不調則宮商靡矣  
 昔有梁朝沈約創立紐字之圖皆以平書碎疊難見唐又有陽華  
 公南陽釋處忠此二公者又撰元和韻譜與文約義詞理稍繁淺  
 劣之徒尋求難顯猶如比二三之字寫人會有改張紐字若不  
 讀委委生勝識列圖不肖再傳皆失今此列圖曉示義理影影於韻切之樞機  
 亦是詩人之鈐鍵也謹曰平聲者哀而安上聲者厲而舉去聲者  
 情而遠之聲者直而促倭經者皆長聲聲正在紐之中傍出聲解  
 鄰數聲甚勇速之外傍正之目自此而分清濁也故列五音圖者即是五音之圖  
 每圖皆從五音字行皆左轉中有法說之又列二箇方圖者即是  
 要領極甚幸幸九弄之圖圖中取字爲頭橫列爲圖首頭傍正之文以別之

四聲五音九弄反紐圖 沙門神珙撰  
 夫文物之圖假以書詩十步之才互音爲首事興  
 一字有訛餘音皆失四聲之體與天地而齊生商角徵羽之音  
 與五聲而同起且天地生於混沌之初君子生於嬰兒豈  
 豈與嬰兒同類夫欲反字先須紐弄爲初一弄不調則宮商靡矣  
 昔有梁朝沈約創立紐字之圖皆以平書碎疊難見唐又有陽華  
 公南陽釋處忠此二公者又撰元和韻譜與文約義詞理稍繁淺劣之  
 劣之徒尋求難顯猶如比二三之字寫人會有改張紐字若不  
 讀委委生勝識列圖不肖再傳皆失今此列圖曉示義理影影於韻切之樞機  
 亦是詩人之鈐鍵也謹曰平聲者哀而安上聲者厲而舉去聲者  
 情而遠之聲者直而促倭經者皆長聲聲正在紐之中傍出聲解  
 鄰數聲甚勇速之外傍正之目自此而分清濁也故列五音圖者即是五音之圖  
 每圖皆從五音字行皆左轉中有法說之又列二箇方圖者即是  
 要領極甚幸幸九弄之圖圖中取字爲頭橫列爲圖首頭傍正之文以別之

元十一行本 内附文庫藏



元秦定本五山版明永樂本翻刻共に文字の次第注の文言  
全く同じと雖も第一行楷字の注「報察」末行禍字の注の  
「胡果切」を五山版は訛れり。明版の杜撰なるは世に定評あ  
れば恐らくは永樂本既に訛れるをそのまゝ翻刻せしもの  
なるべし。

此の五山版を川瀬一馬氏は朝鮮版と鑒せることなど本  
書前篇三五七頁を見よ。

圖 版 五







元十一行本は卷第六より頁を改めたるに同十二行本は卷第五より直に卷第六に接して頁を改めず。又十一行本は其の各卷の目次を出せるに十二行本は然らず。且つ文字を出す順序亦兩者互に異れり。

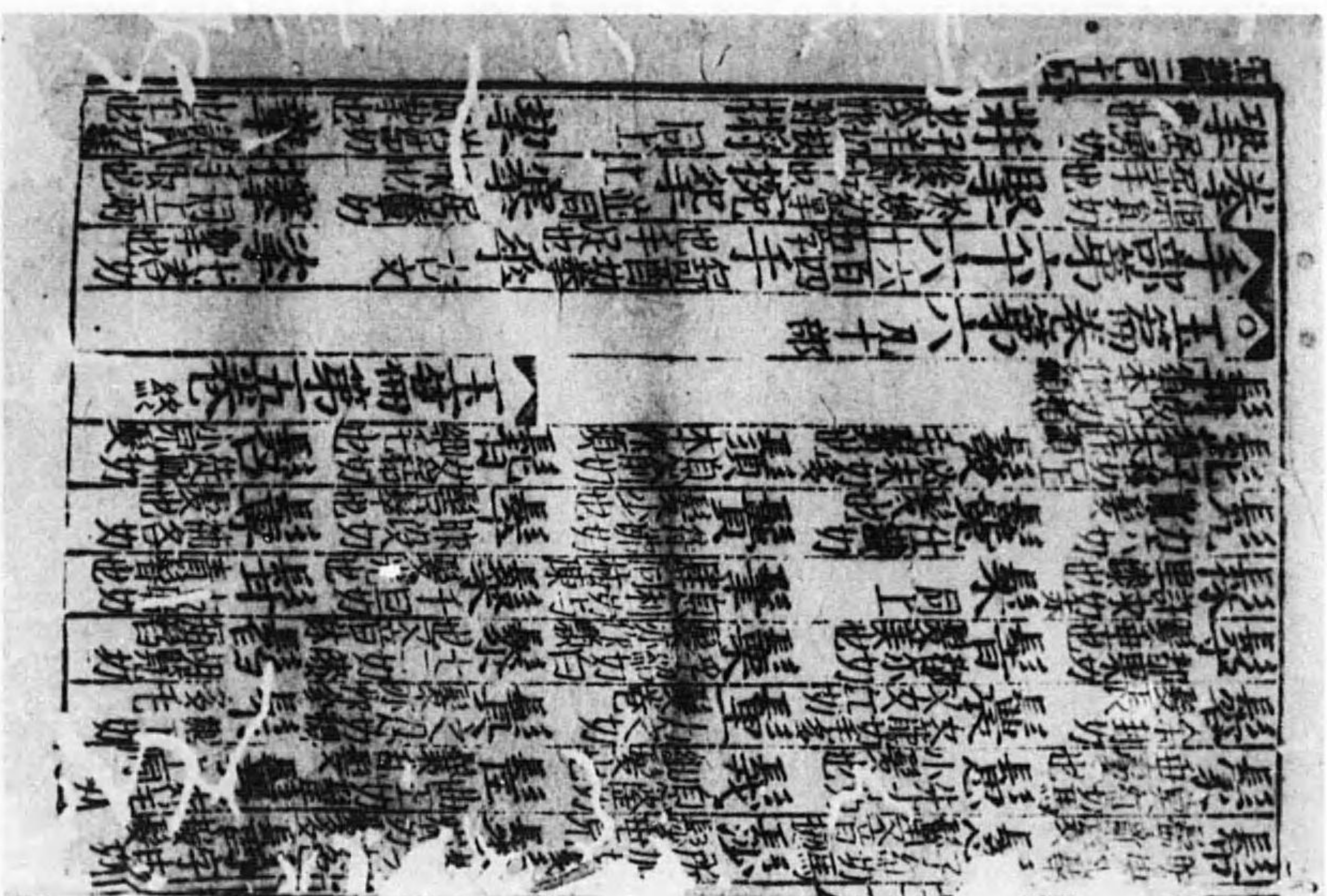
元十二行本に就きては本書前篇三二二頁を参照のこと。

圖 版 六



元十二行本目錄より本書の前三二二頁を参照のこと。  
 字々出ずるが亦兩卷五二見たり。  
 如其の各卷の目次を出せるに十二行本は然らず。且心少  
 巻第五より第六に對して頁を知らず。又十一行本  
 元十一行本は各巻の頁を知らざるに同十二行本は

六 版 圖



元十二行本 内閣文庫蔵



元十一行本 内閣文庫蔵

圖 版 六



明弘治辛酉本と慶長版(元至正丙午本翻刻)とは文字を出す順序も注文も全く同じけれど、圖版六に示せる兩種とは相異なり。

圖 版 七







右圖は元十二行本の首にある一葉なり。十一行本の零  
頁を便宜綴込みたるものならん。但し圖版四六の十一行  
本とは版式遙に異なり。  
言部の次に語部語部の次に目部あるべきことは圖版一  
の説明に述べたるが、左圖慶長版元至正丙午本翻刻はその  
然るを證す。

圖 版 八







右圖は圖版五の左に出せるものゝ木記なり。  
左圖は圖版七の右に出せるものゝ木記なり。(圖中左方の  
白き部分は破れを補ひて新に書かれたるものとす。)

圖 版 九

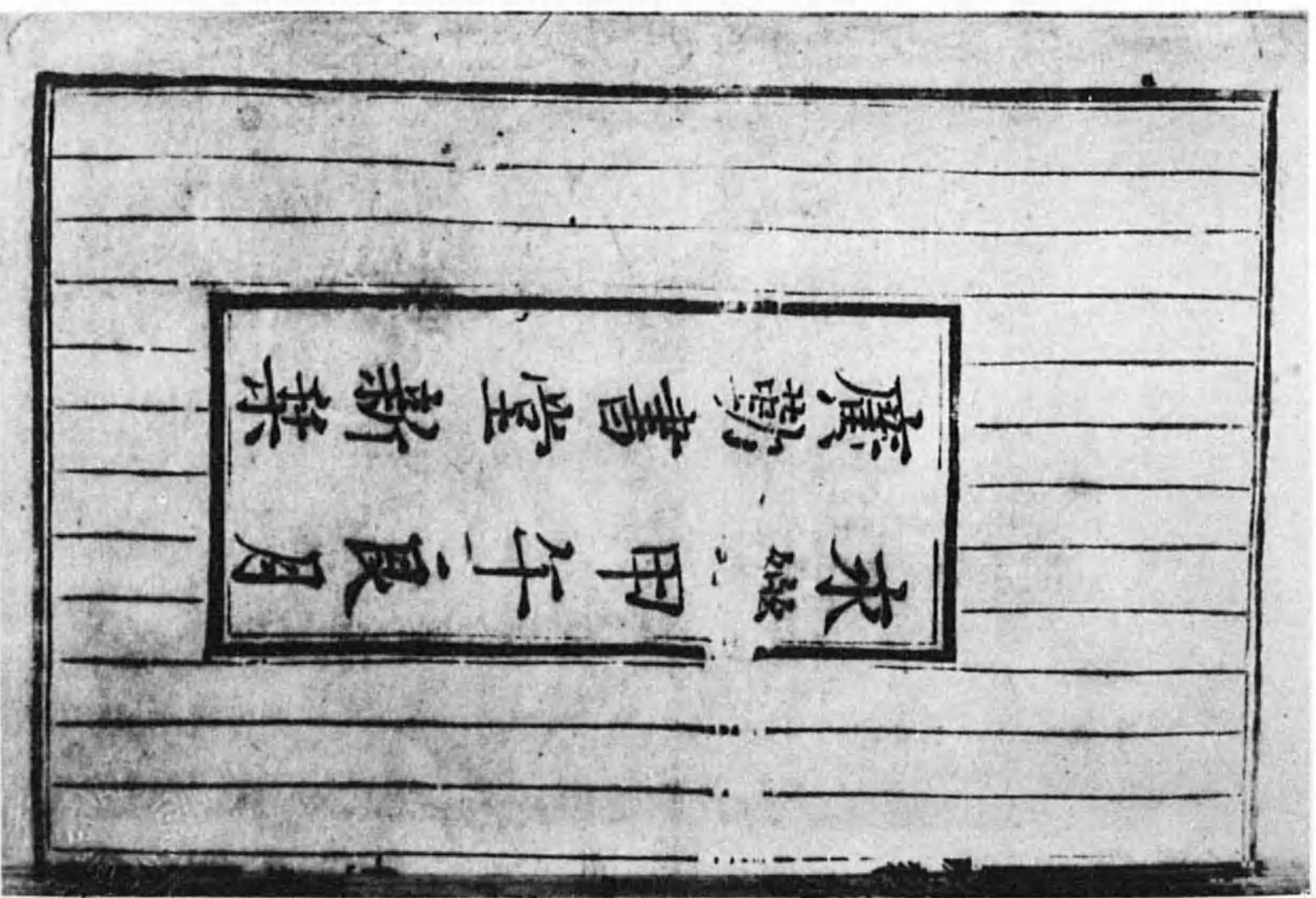


○白多指衣お菊ひを誦んで簿に書せりてさるものよし。  
 式圖お圖頭正の式に出来るものノ木頭正也。一圖中式式  
 注圖お圖頭正の式に出来るものノ木頭正也。

式圖



明弘治辛酉本 内閣文庫藏



五山版(明永樂本翻刻) 尊経閣藏



右圖の右半は慶長九年本前刻の玉篇廣韻指南の末頁左  
半は其の卷一第一葉裏の一部。  
左圖は慶長九年本後刻の右と同處。(圖版第七八の左に  
示せる慶長版は共に此の後刻本なり)。

圖 版 十







此の本亦慶長版と稱する人あれど圖版七八の左と對看せば自ら其の非を知らん。此の本に就きては本書前篇三六五頁を參照のこと。

圖 版 十 一







此の本のことは本書前篇三八一頁に述べたり。彼にサ  
ン冠にハカの音あるは俱に正しからず。當時學藝の廢れ  
たるを看るべし。

圖 版 十二









此の本に就きては本書前篇三八五頁を見よ。僱の字の注に「僱倭人」とあるは「仙人」の訛なるべければ著者の原本に非るべし。「見玉篇」又「玉篇」と引ける七字「玉篇無之」と注せる十六字に及べば「玉篇」に依ること多きを知らん。

圖 版 十 三







此の本に就きては本書前篇三八九頁を見よ。龍龕手鑑  
は平上去入に依りて部首を序でたるを以て之に據れる本  
書の卷上の部首は皆平聲字なり。言部は上卷の前半なる  
故に諷・訓・源・認の音はノに終るべきを皆ムに作れり。又前  
詢の音も一材料たるべし。

圖 版 十 四







此の本のことは本書前篇三九一頁に見えたり。二十歳の筆迹としては其の老成の致に驚かざるものなり。

圖 版 十 五







和玉篇としては漢文の注の最も多きものなり。之を和  
玉篇中に伍せしむるは原著者の意外とする所ならん。  
この本のことには就きては本書前篇三九二頁を参照のこ  
と。

圖 版 十 六







圖 版 十 七

この本のごとに就きては本書前篇四〇三頁を参照のこと。眞草本は管見にては此の寛永癸未十六年本を以て最先とするが如し。



真草倭玉篇卷三				林 <small>百六</small>	系 <small>モリヨカ モリヨカ モリヨカ モリヨカ モリヨカ モリヨカ モリヨカ モリヨカ</small>	麓 <small>フモト フモト フモト フモト フモト フモト フモト フモト</small>	東 <small>トウ トウ トウ トウ トウ トウ トウ トウ</small>
				林 <small>ハヤシ ハヤシ ハヤシ ハヤシ ハヤシ ハヤシ ハヤシ ハヤシ</small>	楚 <small>ソク ソク ソク ソク ソク ソク ソク ソク</small>	鬱 <small>ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ</small>	東 <small>トウ トウ トウ トウ トウ トウ トウ トウ</small>
				林 <small>コシ コシ コシ コシ コシ コシ コシ コシ</small>	楚 <small>ソク ソク ソク ソク ソク ソク ソク ソク</small>	鬱 <small>ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ</small>	東 <small>トウ トウ トウ トウ トウ トウ トウ トウ</small>
				林 <small>コシ コシ コシ コシ コシ コシ コシ コシ</small>	楚 <small>ソク ソク ソク ソク ソク ソク ソク ソク</small>	鬱 <small>ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ ウツ</small>	東 <small>トウ トウ トウ トウ トウ トウ トウ トウ</small>

此の木のこまの葉を了本書前篇四〇三頁を参照のこと

真草本は菅見の了本州の真水發米十六平本を以て是

真草倭玉篇卷五終		亥 <small>イ イ イ イ イ イ イ イ</small>	戌 <small>イ イ イ イ イ イ イ イ</small>
		亥 <small>イ イ イ イ イ イ イ イ</small>	戌 <small>イ イ イ イ イ イ イ イ</small>
寛永初笈吉且 三滌通菱屋町 林甚右衛門		亥 <small>イ イ イ イ イ イ イ イ</small>	亥 <small>イ イ イ イ イ イ イ イ</small>
		亥 <small>イ イ イ イ イ イ イ イ</small>	亥 <small>イ イ イ イ イ イ イ イ</small>

明嚴寺



圖 版 十 八

この本のこと本書前篇四〇九頁に出づ。畫引本は管見  
にては此の寛文四年本を以て最先とするが如し。







右圖は本文の初頁を示し左圖は第十七葉の表を示す。  
文章にて説明するは圖に表はし難き場合を常とするに拘  
はらず左圖中の友の如く解と圖と俱にあるは稀なり。

圖 版 十 九







此の小玉篇は落葉集の一部分といふべく、落葉集第一頁  
は新村博士の南蠻廣記典籍篇の首に其の寫真版を出せり。  
此の本に就きては前篇四二二頁を参照のこと。

圖 版 二 十







14-161  
5

## 凡例

- 一 本書は予の學位論文に刪補を加へたるものなり。刪とは論文には古逸叢書本を神宮文庫本や羅氏本によりて校勘したる札記を附せしが、今や東方文化學院にて原本全部を景印中なれば之を棄て、補とは圖書寮御藏の宋本、内藤博士珍藏の十二行本、玉篇要略集、耶蘇會士刊の小玉篇の解題や八十卷華嚴音義私記、法華經釋文、醫心方寫本等より得たる逸文を加へたるの類。
- 二 漢文を引用せるに、原形を存する要なきものは假名交り文に書き下せり。
- 三 和玉篇につきては畏友龜田學士の珍藏によりたる者多し。此等は其の和玉篇考を引き若くは其の事を明にして敢て人の美を掠めず。又宋元明本等は圖書寮内閣文庫京都帝國大學圖書館神宮靜嘉堂東洋尊經閣成篋堂安田の諸文庫、内藤新村兩博士、濱野君等が其の秘笈を閱するを許されたるによりて始めて之を記述するを得たれども、予の疎愚なると又同時に對覽するを得ざりしとの爲に其の翔實を悉さざりしかを懼るゝなり。

昭和八年七月



玉篇の研究 目次

緒言……………一

玉篇の研究前篇

(一)玉篇考 正篇—顧野王及び原本玉篇

第一章 玉篇に關する記載……………七

1 漢土の書籍……………七

2 本朝の書籍……………一六

第二章 顧野王

1 傳記……………二四

2 著作……………元

第三章 玉篇

1 卷數……………三

2 述作の年月……………四

目次



3 其の出でたる時代……………七七

4 その分部……………四〇

第四章 現存せる原本

1 總説……………四〇

2 各説……………四〇

(1) 卷第八……………四〇

(2) 卷第九……………四〇  
(イ) 今の早稲田大學本  
(ロ) 福井本

(3) 卷第十八之後分……………四〇

(4) 卷第十九……………四〇

(5) 卷第二十二……………四〇

(6) 卷第二十四……………四〇

(7) 卷第二十七……………四〇

3 原本玉篇の印行……………四〇

(1) 柏木本……………四〇

(2) 古逸叢書本……………四〇

(3) 高山寺本……………四〇

(4) 神宮文庫本……………四〇

(5) 原本玉篇本……………五五

(6) 訪書餘録に收められたる者……………七七

(7) 東方文化學院景印本……………七七

4 此等の諸本は同種なりや……………五五

5 原本の筆誤……………五五

第五章 玉篇の體貌

1 收字の範圍……………五五

2 或爲……………六八

3 音切……………六八

4 訓義……………六八

5 説文との比較 方言郭注の較正……………七二

6 字林との比較……………七九

7 篆隸萬象名義との比較 新撰字鏡との關係……………七九

(二) 玉篇考 續篇—顧氏の舊に非ざる玉篇

第一章 宋本……………七五



1	總說附元本	……	二九五
2	原本と宋本との比較	……	一〇三
3	宋本の改張	一 ……	一〇五
4	同	二 ……	一〇七
5	同	三 ……	一〇九
6	同	四 ……	一一三
7	同	五 ……	一一六
8	廣韻との關係	……	一一二
9	今の宋本以前のもの	……	一一三
10	分毫字様	……	一一九
11	四聲五音九弄反紐圖	……	一一〇
	(1) 五音聲論	……	一一一
	(2) 序文	……	一一五
	(3) 五音之圖	……	一一五
	(4) 九弄反紐圖	……	一一五
附録	唐院本九弄十紐圖につきて	……	一一六
12	各本	……	……

第二章 元本

1	總說	……	二六三
2	玉篇廣韻指南に就きて	……	二六四
	(1) 字有六書 字有八軌	……	二六六
	(2) 切字要法	……	二六七
	(3) 辨字五音法	……	二六〇
	(4) 辨十四聲法	……	二六〇
	(5) 三十六字母五音五行清濁傍通撮要圖	……	二六一
	(6) 三十六字母切韻法	……	二六一
	(7) 切韻内字釋音	……	二六一
	(8) 辨四聲輕清重濁總例	……	二九二
	(9) 双聲疊韻法	……	二九四
	(10) 羅文反様	……	二九六
	(11) 奇字指迷	……	二九六
	(12) 字當避俗	……	二九八
目次		……	五



(13) 字當從正	……	三〇〇
(14) 字之所從	……	三〇一
(15) 字之所非	……	三〇五
(16) 證疑	……	三〇九
3 宋本との比較	一	三一〇
4 同	二	三一〇
5 同	三	三一一
6 元本の誤謬	……	三二五
7 各本	……	……
(1) 圓沙書院延祐本	……	三二七
(2) 同 泰定本	……	三三〇
(3) 内閣文庫十一行本	……	三三一
(4) 同 十二行本	……	三三三
(5) 内藤博士藏十二行本	……	三三五
(6) 至正丙申本	……	三三七
(7) 至正丙午本	……	三三六
(8) 建安鄭氏本	……	三三九
(9) 建安蔡氏本	……	三三三

第三章 明本

(10) 錢琴銅劍樓本	……	三三三
(11) 天祿珠瑯書目に載せたるもの	……	三三四
(12) 開封府所翻元本	……	三三五
8 各本の系統	……	三三六
1 總說	……	三三七
2 各本	……	……
(1) 永樂中朱氏與耕堂本	……	三三八
(2) 弘治辛酉文明書堂本	……	三三九
(3) 永樂甲午廣勤書堂本	……	三四〇
(4) 宣德中清江書堂本	……	三四一
(5) 弘治中詹氏進德堂本	……	三四三
(6) 萬曆初元益王府本	……	三四三
(7) 内府(司禮監)本	……	三四三
(8) 南京國子監本	……	三四五
(9) 開封府翻本	……	三四六
(10) 劉氏明德堂本	……	三四六
(11) 福建書房本附玉篇直音	……	三四六



第四章 清刊本

1	澤存堂本	………	三〇九
2	棟亭本	………	三〇五
3	小學彙函本	………	三〇四
4	鄧氏本	………	三〇四

第五章 本朝刊本

1	五山板	………	三〇七
2	慶長九年本	………	三〇九
3	寛永八年本	………その以前の一種	三〇四
4	同 廿一年本	………	三〇六
5	慶安二年本	………附字集便覽 玉篇奇字早鑑	三〇七
6	同 四年本	………	三〇六
7	萬治二年本	………	三〇九
8	寛文三年本	………	三〇九
9	同 四年本	………	三〇七
10	元祿五年本	………	三〇七
11	天保五年官板本	………	三〇四

第六章 倭玉篇

1	總 說	………	三〇五
2	各 本		
(1)	倭玉篇かと云ふもの二種	………	三〇六
(2)	長享本	………	三〇九
(3)	玉篇要略集	………	三〇六
(4)	米澤本	………	三〇六
附	此の書の類本	(イ)便蒙字義 (ロ)元龜字義	三〇五
(5)	鈴鹿本	………	三〇八
(6)	大槻本	………	三〇九
(7)	慶長十年東井本	………	三〇五
(8)	同 賢秀本	………	三〇一
(9)	同 夢梅本	………	三〇三
(10)	同 十五年本	………	三〇四
(11)	同 十八年本	………	三〇六
(12)	元和縮刷本	………	三〇七
(13)	寛永五年本	………	三〇六
(14)	同 七年本	………	三〇〇



(15)	寛永九年三月本	………	四〇〇
(16)	同 九年孟夏本	………	四〇〇
(17)	推定寛永本	………	四〇一
(18)	寛永十五年本	………	四〇一
(19)	同 十六年本	………	四〇一
(20)	同 二十年本	………	四〇一
(21)	新刊眞艸和玉篇	………	四〇二
(22)	正保三年本	………	四〇三
(23)	同 四年本	………	四〇三
(24)	慶安二年本	………	四〇三
(25)	同 三年本	………	四〇三
(26)	同 四年本	………	四〇三
(27)	同 五年本	………	四〇三
(28)	寛文二年本	………	四〇三
(29)	同 四年本	………	四〇三
(30)	同 七年本	………	四〇三
(31)	同 十年本	………	四〇三
(32)	同 十二年本	………	四〇三
(33)	延寶九年本	………	四〇三

(34)	増訓畫引和玉圖彙	………	四〇三
(35)	小篆増字和玉篇綱目	………	四〇三
(36)	改正眞艸畫引大廣益和玉篇 増補二行和玉篇	………	四〇四
(37)	篆字和玉篇綱目	………	四〇五
(38)	引和玉篇大成	………	四〇五
(39)	玉眞艸字引大成	………	四〇六
(40)	頭書韻附四聲和訓畫引増益和玉篇	………	四〇六
(41)	艸林本行眞艸左行本	………	四〇六

第七章 附録すべきもの三種

1	耶蘇會士刊行の小玉篇	………	四〇三
2	朝鮮にて行はれし韻會玉篇と全韻玉篇	………	四〇六

玉篇の研究後篇

(一)	玉篇逸文内篇―顧氏原本のと思はるゝ者	………	一
-----	--------------------	-----	---

補	妙法蓮華經釋文成實論天長點所引	………	一五〇
---	-----------------	-----	-----

(二)	玉篇逸文外篇―顧氏原本のと趣を異にするもの	………	一五六
-----	-----------------------	-----	-----



新集藏經隨函錄所引……………一五  
 龍龜手鑑所引……………一三

索引

1 前篇にて論及せし文字及び重要な事項の索引……………1  
 2 玉篇逸文索引(内篇の補を含まず)……………12

圖版に收めたる諸本の目次

一	原本(古鈔本)……………	圖版一の右
二	古逸叢書本……………	左
三	宋本……………	二の右 三の右
四	元泰定本……………	二の左 五の右
五	元十一行本……………	四の左 六の右
六	元十二行本……………	六の左 八の右
七	明弘治本……………	七の右 九の左
八	清澤存堂本……………	三の左 四の右
九	五山板……………	五の左 九の右
一〇	慶長九年前本……………	十の右
一一	同 後本……………	七の左 八の左 十の左
一二	同 寛永以前刊本……………	十一
一三	玉篇要略集……………	十二
一四	便蒙字義……………	十三

目次



五	大槻本	.....	圖版十四
六	賢秀本	.....	同 十五
七	夢梅本	.....	同 十六
八	寛永二十年本	.....	同 十七
九	寛文四年本	.....	同 十八
一〇	増訓畫引和玉圖彙	.....	同 十九
一一	小玉篇	.....	同 二十

# 玉篇の研究

岡井慎吾著



漢土に亡びて吾が國に存する漢籍少からず。前には佚存叢書(吾が林衡の編、すべて十五種三十五本)成り、後には古逸叢書(清の黎庶昌の編、すべて二十八種四十九本)中に一種は吾が國にて得たるものに非ず(出でたりといへども、猶遺珠の多きは近年續々世に公にせらるゝにても明かなり。

此等の中には漢土に既にその迹を絶ちしものあり、或は漢土の所傳よりも善本なりといふものあり、俱に寶重すべき者なれども、前者の殊に貴ぶべきは論を跋たす。而して均しく彼に傳はらずといふとも其の書の性質によりて價値の大小なき能はず。然るに字書は九流の津涉にして六藝の鈐鍵なれば學者誰か之を欽玩耽味せざらん。

顧野王之玉篇は其の一部分に過ぎずといへども彼に亡びて我に傳はれる字書なり。四庫



全書總目に據るに字書の屬にして玉篇よりも古きは急就篇四卷、說文解字十五卷にして其の三十卷に比すべきに非ず。又訓詁の屬の爾雅三卷、小爾雅一卷、方言十三卷、釋名八卷、廣雅十卷ともに其の卷數に於て玉篇よりも少し。則ち玉篇の述作は當時に於て小學界の破天荒たりしものとす。この書にして幸に吾が國に存す、其の有る所を稽へ其の自る所を詮じて以て他日名山石渠その全編を出すの機縁となすは吾が國小學の徒の責務ならずや。

玉篇は當時に於て小學界破天荒の述作たりしなれども、必ずしもさまで重ぜられざりしに似たり。蓋し經典釋文(陳の陸德明の著、三十卷)は殆ど玉篇に次ぎて出でたるもの、この書に既に玉篇を引けるは、玉篇が當時世に行はれしを證するに似たれども、釋文に收むる經子十四種の中

尙書 六見 毛詩 六見(八見すれども其の二は爾雅音より)

周禮 一見 禮記 一見 公羊傳 一見 論語 一見

の六種に十六見するのみにて、周易、儀禮、左傳、穀梁傳、孝經、老子、莊子、爾雅に引けるは、顧野王之爾雅音より取れるにて、玉篇を引けるに非ずの八種には一見だにせざるに非ずや。釋玄應の一切經音義は、貞觀の末に成りたれば、唐初の作と云ふべし。然るに其の二十五卷中に本書を引けるは、僅に二ヶ所(骨扁に資、水扁に並の字)のみ。而もこの書が他の字林や聲類を頻に稱引するを見れば、最も該備したるべき玉篇は最も冷遇せられたるなり。上元に迨びて孫強の増字

せる玉篇出で、又像文と云ひ辨躰と云へる玉篇(此等の書その時代を詳にせず、姑くこゝに附記す)出でたるは、漸く讀書子の認むる所となれるか。果して釋慧琳の一切經音義には

大略七家の字書を以て義を釋す七書とは玉篇、說文、字林、字統、古今正字、文字、說文、開元文字音義を謂ふ。七書に該そならざれば百氏を咸く討ぬ

と云ひて、玉篇を以て七書の冠とせるも、其の經律論八百五十種(琳音はすべて一千三百餘種なれど四百四十六種は玄應のをそのまゝ引きたれば之を省きて數ふ)に玉篇を引けること無慮二千數百餘條に上れり、之を玄應のに比しては、天淵の異ありといふべし。

宋に入りて大廣益會本出で、顧氏の該備ひとしく、芟削に従ふ。而も

訛謬せる者は悉く判定を加へ敷淺なる者は仍ほ討論を事とす(大廣益本に存する進書表中の語)。

といふに至りては、吾人は殆ど之を評するの語を知らず。學識の陋かくの如くなれば、や廣韻の重修せられし時も、原本玉篇に依据せざりしもの、如く(この事續篇第一章8に詳かなり)、廣博を以て誇る集韻だに一度も玉篇を引く所なし。流石に釋希麟の續一切經音義は、慧琳の續ぐを以て其の本旨としたれば、にや其の序中に先古の述作を擧ぐるに方りては玉篇に及ばざれども、書中玉篇を引くこと多く、所收の經論一百八種なるに二百十九見するに至れり。

元明の代には大廣益會本に就きて改惡せるもの、み横行したれば、清朝には朱竹垞の博洽



を以てして宋本を見て之を上元本と誤會せる程なり。此の如く瓦釜雷鳴せる時に黃鐘に比すべき玉篇原本の毀棄せられしは亦當然ならん。

獨り吾が國にては先づ令義解にも新撰字鏡にも倭名類聚抄にも引用せられ、日本國現在書目録にも弘決外典鈔の引書目にも出され朝儀の重なる者たりし元號決定の際にも曆仁の廷議延應と定まりし分の折には

予菅原爲長申していふ、元に君の讀ありとの條、何書より出で候やと

通忠(大納言)申していふ、東宮切韻に在りと

予申していふ、東宮切韻には全く君の釋なしと

通忠卿又申していふ、玉篇に之ありと

の問答ありし如く訓詁の本據とせられ群書類從に收めたる編御記に詳し、又異制庭訓往來(僧虎關の作と傳ふ、虎關は足利尊氏の頃の人)にも

仰を蒙る所の書籍等々玉篇廣韻等進じ候ふ。文選文集等は作文御舉行の時進ぜしむべく候ふ。

と云へる程なれば、ゴクヘンの訓は節用集にも見えて字書の代名詞たるの觀をなし、又この玉篇に吾が和訓を加へたるも古く、本朝書籍目錄(足利義教の命によりて撰進せりと云はる、義教は室町第八代の將軍)には、假名玉篇三卷を録せるなり。

慶長以後は大廣益本その九年に、和訓本その二年に相並びて出で、たしかに玉篇は字書の代名詞の用となりたれば、明治以前にも

四聲玉篇和訓大成中野煥

の類はもはや玉篇の系統ならぬになほ此の名を冒し、明治以後また

- 五年 増補冠註四聲玉篇字引大全
- 七年 新增字林玉篇大全
- 九年 新選明治玉篇大全外七種
- 十年 畫引總畫東京正字玉篇外一種
- 十一年 新撰普通玉篇大全外五種
- 十二年 掌中大全玉篇外二種
- 十三年 袖珍新刻四聲玉篇外一種
- 十四年 明治新刻東京新玉篇大全外六種
- 十五年 改正增補新撰字林玉篇
- 十六年 袖珍廣益會玉編大全
- 十八年 頭書大増補字林玉篇大全外二種
- 十九年 正寶玉篇字典大全



二十年 明治新選大増補廣益玉篇外一種以上の名稱及び數は内閣文庫漢籍目錄に載録せられしものゝみにつきていふ

の四十餘種いづれも同様の用法をつゞけしが、近來字典の語の用ひらるゝに至りて始めて玉篇の名は經見せぬことゝなれるなり。則ち顧氏の知音は海東に存したりといふべく、さては其の一部なりとは云へ顧氏原本の吾が國に存するは、玉篇に對する渴仰に報ゆる天の攝理ならん。

本書は玉篇につきていさゝか研究せる者なるが、先づ之を前後篇に分ち、前篇にては玉篇の源流と變遷とを叙し、後篇には古き玉篇の佚文を蒐集し、その前篇を又正續に分ちて正篇にては顧氏及びその原本を、續篇にては宋本元本等及び我が和玉篇を記述し、後篇亦内外に分ちて、内篇にては顧氏原本の、外篇にては宋本以前の逸文なれども、遽に顧氏の舊文と定め難きものを蒐録したり。今その舛系を表として示さんに左の如し。

玉篇の研究

前篇(玉篇考)

後篇(玉篇佚文)

正篇—顧野王及び原本玉篇について

續篇—顧氏の舊に非ざる者について

内篇—顧氏原本のと思はるゝもの

外篇—顧氏原本のと趣を異にするもの

玉篇考 玉篇の研究前篇



(一) 顧野王及び原本玉篇 玉篇考正篇

此の篇にては先づ玉篇に關する和漢の記載を檢討し、次に著者顧野王の事蹟を探り、また玉篇原本の現存せる者につきて述べ、且つ其の有る様を記する所あらんとす。

第一章 玉篇に關する記載

一 漢土の書籍

先づ陳書顧野王の本傳に

玉篇三十卷を撰ぶ

梁書蕭子顯の傳、梁、陳二史は梁のを首に出すべきなれど、本傳なれば陳のを前にせり。

是より先、顧野王玉篇を撰びしが、太宗其の書の詳略未だ當らざるを嫌ひ、愷が學に博く文字に於て尤も善きを以て、更に學士と與に刪改せしむ(第三章2往看すべし)。

とあるを引くべきや論なし。次に隋書經籍志に

玉篇三十一卷 陳の左將軍顧野王撰

第一章 玉篇に關する記載



とあり。此の左將軍は其の極官を云へるにて、本傳にては卒後三年にして右衛將軍を追贈せられたりと有るものなるべく、其の左右齟齬せるは何れにか誤あるならん。又

唐の上元元年甲戌の歳の四月十三日に南閣の處士富春の孫強の字を増加せるもの三十卷

とは重修本に記する所此の前に顧野王の事もあり。舊唐書經籍志には

玉篇三十卷 顧野王撰

とあるのみなるに、新唐書藝文志には果して

增加玉篇三十卷 孫強撰

とあり。蓋し孫氏の増加が直に顧氏の原本につきてなされたるを以て此の名有るか。藝文志には又

僧慧力の像文玉篇三十卷

をも録せり。

宋の嘉祐中に出でたる崇文書目には

玉篇三十卷 顧野王撰

像文玉篇二十卷 唐の釋慧力撰

顧野王の書に據りて衆説を裒益せる者、皆文を標して象を示す。

玉篇解疑三十卷 道士趙利貞撰

野王の説を刪略して以て字文を解す。

重修玉篇三十卷

皇朝翰林學士陳彭年と史館校勘吳鈇直賢院丘雍等とに詔して重ねて刊定を加へられしもの。

の四種を録し、南宋の初に出でたる郡齋讀書志には

玉篇三十卷

右梁の顧野王の撰唐の孫強又増字す。僧神珙の反紐圖後に附せらる。

紹興の進士李燾の説文解字五音韻譜の自序には

陳の左將軍顧野王、説文に因りて玉篇三十卷を造り、梁の武帝の大同の末に之を獻す。其の部叙既に説文のとは升降損益する所ありて其の文又叔重説文の著者許慎の字よりは増多し、唐の上元の末處士孫強、また野王の玉篇を修めて愈その文を増多せり。今俗間に行はるゝ者は強の修めし所なり。叔重専ら篆學の爲にせるに、野王は隸書を雜ふ。世に用ひらるゝ既に久しき故に篆學愈微なり。

遂初堂書目には

玉篇



## 分韻玉篇

とあり。又樓鑰には「宇文廷臣所藏の吳彩鸞の玉篇鈔に跋す」の一篇ありて既に之を鈔と謂へば、窃に北堂書鈔の類の如く蓋し節文ならんのみと謂へるに、今の玉篇を以て之を驗すれば果して然りき。舊きよこの鈔ありて之を書せしか、抑彩鸞意を以て之を取れるかを知らず。用ふべきの字にして之を略せるあり、日用の字に非ざるに反て之を取れるあり。部居、今本の如きは皆朱字を以て別てるに、三字五字たゞ墨を以て書し、字の次序も亦今のと合はぬは皆致詰すべからず云々。今玉篇は惟越本最も善くして末に會稽吳氏三一娘寫とあり。之を越人に問ふに能く知る者なし、楷法殊に精なり豈亦彩鸞の苗裔なるか。

と云へり。按ずるに吳彩鸞は唐の太和の末に書生文簾に嫁せる仙女にて、其の唐韻を手寫せるは周知の事なるが、餘力玉篇にも及べるものか。樓鑰の博學にして輕卒の言をなすべくもあらし。又玉篇抄の名は日本國現在書目録（本章2に引く）にも見ゆる所なるが、果して同じきや否や。又玉篇の越本を善しとするは陸友仁の研北雜志にも見えたり（其の文、後の四庫全書提要の中に見ゆ）。南宋の末に出でたる直齋書錄解題には

玉篇三十卷 梁の黃門侍郎吳興郡の顧野王希馮の撰、唐の處士富春の孫強の増加。大むね説文に本づく。後漢にては反切の音未だ備はらざるを以て、たと讀むこと某の若し

と云ふのみにて、其の反切は皆後人の加へたる所なれば疎樸脱誤多し。梁時に至りては四聲の學盛に行はれたる故に、此の書には復直音を用ひす。其の文字は増多したれども、然も雅俗雜居して説文の精覈の若きには非ず。又今文を以て篆字に易へたれば舛訛し易し。世人篆體の通じ難く、今文の曉り易きを以ての故に説文をば遂に習ふもの罕なれど、要するに其の本源を求めて可なり。

の一種を記すのみ。其の二氏の名を記すに止まるは宋朝の重修本ならざるに似たり。文献通考に

玉篇三十卷 鼂氏云々（前に引ける郡齋讀書志の文、陳氏曰はく大むね……其の本源を求めて可なり）前に引ける書錄解題の文

像文玉篇二十卷 崇文總目云々

玉篇解疑三十卷 崇文總目云々

重修玉篇三卷 崇文總目云々（この三條ともに前に引けると同文）

の四種を録するは崇文書目と同じけれど、玉篇三十卷の條に特に鼂陳二氏の言を引けるは重修玉篇以前の古本に留意せる痕といふべし。明の永樂の初に成れる永樂大典には孫強増字本を引けりとして、四庫全書總目に

永樂大典の每字の下に皆顧野王之玉篇に云々と引き、又宋の重修玉篇に云々と引く、二書



並列せるは、是明初に上元本猶在りしなり

と云へり。されど其の十九年南京の書を移せるによりて成れりといふ文淵閣書目には

玉篇一部四冊 五冊 二冊 三冊 二冊

玉篇一部二冊 完全

禮部玉篇一部一冊 四冊

の七種を記するのみ。二冊にて完全なるは冊數少きもの、五冊にて闕けたりといふは冊數多きもの、兩種有りしならんも上元本の存否を證するに足らず。然るに成化中に成れる棗竹堂書目にも

玉篇 二冊

とあるは其の頃二冊なるを常とせるにや。嘉靖の頃に成れる古今書刻には

内府玉篇

南京國子監玉篇

福建書房玉篇

とあるのみにて冊數なし。而も之によりて官民諸種の板本ありしを知らる。

清朝の書目は古刻を著録するを主とせしを以て、季滄葦藏書目には

宋板 大廣益會玉篇三十卷五本

錢謙益の絳雲樓書目には

大廣益會玉篇六冊一十卷

錢曾の述古堂書目には

顧野王玉篇三十卷三本 宋板

とあり。述古堂のは顧氏の名を出すともなほ大廣益會本ならん。絳雲樓の三十一卷とあるは、隋書經籍志の、卷數と符すれど、決してさる古本ならざるは大廣益會の名によりても明かなり。欽定天祿琳瑯書目は流石に秘府の寶藏なれば

宋版經部 大廣益會玉篇一函六冊(正編卷一)

同 一函八冊(後編卷三、六冊同上) 二冊(同上)

の四通を著録せるが、其の解題は續篇第一章12の(2)に引くべし。又四庫全書總目はいはゆる宋本につきて提要の文いと詳かなり。曰はく

重修玉篇三十卷

梁の大同九年黃門侍郎兼太學博士顧野王撰、唐の上元元年富春の孫強の増加字、宋の大  
中祥符六年陳彭年、吳鈞、丘雍等の重修。凡そ五百四十二部。今世に行はるゝに三本あ  
り。一は張士俊の刊する所たり、前に野王の序一篇、啓一篇あり、後に神珙の反紐圖及び  
分毫字様あり、朱彝尊が之に序して上元本と稱したるもの。一は曹寅の刊する所たり、



張本と一字も異なる無けれど惟前に大中祥符の敕牒一道多くして重修本と稱するもの。一は明の内府の刊する所たり、字數は二本と同じけれど每部の中の次序は同じからず、注文も省略なり、亦大中祥符重修本と稱するものなり。文献通考を按ずるに玉篇三十卷を載せては云々又重修玉篇を載せては云々(通考の文前に出す)と、是宋時には玉篇もと二本ありしにて、彭年等の進書表にも、肅で詔條を奉じて詳閱に従はしめ、訛謬せる者は悉く刊定を加へ敷淺なる者は仍ほ討論を事とすと稱し、其の敕牒の後に列する所の字數も舊一十五万八千六百四十一言、新に加へたる五万一千一百二十九言、新舊すべて二十万九千七百七十言、注四十万七千五百有三十七字と稱するは、是彭年等が大に増刪せる有るにて、已に孫強の舊に非ざる故に、明の内府本も曹本も均しく重修本と稱せり。張本も既に曹本と同じければ亦重修本たり。乃ち重修の牒を刪り去りて詭りて上元本と稱しつゝ、大中祥符に改められたる大廣益會の名と卷首に列ねられし字數とは、仍未だ削改に及ばぬは僞を作すに拙しと謂ふべく、彝尊の序に乃ち、今行の大廣益會本に愈れりと云へるも殆ど亦未だ刊せられしを見ずして意を以て漫書せるものか。元の陸友仁の研北雜志に、顧野王の玉篇は惟越本のみ最も善し、末に會稽吳氏三一娘寫と稱す、楷法殊に精しと稱し、又永樂大典を考ふるに、每字の下に皆顧野王の玉篇に云々と引き、又宋の重修玉篇に云々と引き、二書並列せるは、是明初には上元本猶在りしなり。

り。而るに其の篇の字の韻中に載する所の玉篇は全部仍大廣益會本を收めて上元の舊本を收めざれば、顧孫の原帙遂に考ふべからず、慎吾按ずるに永樂大典は二万三千卷の巨編なれば、篇の字の條には玉篇全部を出せるなり。それに上元本を出したらば善かりしを惜むなり。殆ど重修本は注文稍繁きを以ての故に多きを以て貴しとせるか、當時編纂の無識なる此も亦一端なり。

卷末に附する所の沙門神珙の五音聲論及び四聲五音九弄反紐圖は等韻を言ふ者の祖とする所たるに、近時休寧の戴氏は聲韻考を作りて反切は魏の孫炎に始まりて神珙に始まらざるを力辨す。その説良に是なるが、唐以前に字母の説なし。神珙の字母は儒書を剽窃して詞を西域より出でたるに托せるものと謂ふに至りては殊て然らず。隋書經籍志を考ふるに、婆羅門の書は十四音を以て一切の字を貫く。漢の明帝の時佛經と與に同じく中國に入る」と稱すれば、遠く孫炎の前に在り。又釋藏譯經の字母、晋僧伽婆羅より以下考ふべきもの尙十二家あるも亦遠く神珙の前に在り。蓋し反切は双聲より生じ、双聲は字母より生ず。此は同じく喉吻の自然に出で、華も梵に異ならず、梵も華に異ならぬ者なり。中國は双聲を以て反切を取り、西域は字母を以て双聲を統ぶるは此各々聰明の自悟に出でたるにて、華も梵も襲はず、梵も華を襲はぬ者なり。その源流を稽ふれば、具に端緒あり。たゞ神珙以前は自ら彼の教に行はれ、神珙以後始めて



中國の韻書に流入せしこと、亦利瑪竇の後には推歩測驗に西法を參用するが如きのみ。豈歐羅巴の書が全く洛下鮮子の舊術を剽窃したりと謂ふべけんや。戴氏其の本を究めずして、たゞ神珙が唐の元和以後に在るを知りて、遂に其の末に據りて之と争ひて彼の教に勝たんことを求むるは、聲音の學は實に西域の専門たるもの、儒の釋に勝る者は別に自ら有るあれば、必ずしも之を此に争はざるべきを知らざるなり。

今按するに陳彭年等重修のものは、大廣益會玉篇の名既に定まれるに、別に重修玉篇の名を用ひたるは、張本が大中祥符の敕牒を削れる(此は誤會なりしこと續篇第一章12の(1)の條に云はんに)に慊らぬ餘りに、曹本が用ひたる名に依れるなれども、少しく穩當を缺く嫌なきか。陸友仁の雜誌の文は、蓋し樓鑰の跋文に依れること一見して明かなり。而も樓氏の文には「今玉篇」とあるのみなれば、之を直に顧野王に系けて引證するは、輕卒なる憾あらん。また顧氏の原本の字數十五萬、孫強の新加を五萬、陳彭年等の重修を廿萬弱(四十萬七千より二十萬九千を減じたる數と見たるの非なるは下に楊守敬の説を引くべきなり)。

この後の書目にて宋元明本を著録せしは、孫星衍の孫氏祠堂書目に

玉篇三十卷 一、明刊本 一、張士俊刊本 一、曹寅刊本

陳揆の稽瑞樓書目に

玉篇三十卷 北宋刻本 缺あれば別本付す 四冊 また三冊

黃虞稷の千頃堂書目に

龔時憲 玉篇鑑礪四十卷

道光の末禹域の藏書家としては楊、瞿、陸、丁の四氏を推し、が楊氏の海源閣藏書目に

元本大廣益會玉篇三十卷八冊

瞿氏の鐵琴銅劍樓宋元本書目に

玉篇元刊本

同氏の恬裕齋藏書目錄に

玉篇三十卷元刊 梁顧野王宋陳彭年等修

陸氏の韻宋樓藏書志に

大廣益會玉篇三十卷元刊本(靜嘉堂秘籍志には明初の刊と改めたり)

丁氏の善本書室藏書志に

新刊大廣益會玉篇三十卷明益藩刊本

大廣益會玉篇明開封府翻元刊本

玉篇三十卷張氏澤存堂刊本 厲樊榭の藏書

汪闓源の藝芸舍宋元本書目の韻書宋本の部に

玉篇 存七卷至十八卷 二十五卷至三十卷



潘祖蔭の滂熹齋宋元本書目に

金刻玉篇二套

沈德壽この人の傳を詳にせねば最末にの抱經樓藏書志に

大廣益會玉篇三十篇明刊本 張氏の舊藏

玉篇廣韻指南 自序 進玉篇啓 大中祥符牒

卷中に張氏玉照堂宗孫弘牧收藏之印の白文方印なる、張弘牧印の朱文方印なる、陸堯鑿賞の朱文長印なる有り。

を出せるの類なるが、北宋刻本といふとも陳彭年の重修本たらんのみ。乃ち知る光緒中黎庶昌楊守敬の原本玉篇をわが國に發見し驚喜して遽に古逸叢書に刊入せるの偶然ならざるを。黎氏等の言は第四章の3に引かん。

## 二 本朝の書籍

わが文獻にて玉篇の文字を見るは僧宗叡の新書寫請來法門目錄(大日本佛教全書佛教書籍目錄第二に收む)なるべし。曰はく

西川印子唐韻一部五卷

同印子玉篇一部三十卷

と。宗叡はわが貞觀三年に入唐し同九年に歸朝したれば唐末といふべし。西川は宋史地理志に「成都府は本の益州、蜀郡、劍南、西川の節度。太平興國六年に降して州となす」と云へる者なるべく、西川印子は必ず西川板の義ならん。大藏經音義隨函錄の後序に「西川の原大師の經音」といひ、「原大師は蜀國の英髦」と云へるも、上の推定を支持せんか。

次には釋圓載の新書寫請來法門目錄にも

玉篇卅卷

を載録せりといふ説あり。余未だ該目錄を見ず、且載は元慶元年に歸朝せんとせるに史傳にては難船せりと傳へらるゝが、目錄のみは恙なく傳はりしにや。

寛平年間(貞觀よりは三十年の後)に成れりといふ日本國現在書目錄には

玉篇三十一卷 陳左將軍顧野王撰

玉篇抄十三卷

正暦年間(寛平よりは百年の後)に成れりといふ弘決外典鈔には所引外典として

玉篇三十一卷

を出せり。正暦は大廣益會本の出でたる宋の大中祥符よりは約二十年の前なれば、顧野王の原本か上元の増字本かなるべきは勿論なりとす。

平治(正暦よりは百七十年の後)の亂に非業の死を遂げたる藤原信西の通憲入道藏書目錄に



は

廣益玉篇三帖

とあり。平治は彼の南宋の初なれば既に大廣益本となれるなり。文和(平治よりは百八十年の後)中に録進せしといふ仙洞御文書目録には

御文車杉櫃一合玉篇

とあるのみなれば、原本が大廣益本かを定め難きも恐らくは大廣益本ならん。文和より六十年前に成れる釋日本紀に引ける玉篇は數十百條に上れども、殆ど悉く大廣益本なれば以て當時の讀書子の取捨を知るべきなり。

天の永く之を寶重するや、その所託を擇むは佳堵を求むるよりも猶嚴なりけり。故に徳川氏右文の治既に普く、珍籍善本漸く世に貴ばるゝに至りて、原本玉篇は始めて天成の麗質を深窓の外に表はすに至りぬ。之に見驚けるに伊澤蘭軒、狩谷棧齋、近藤正齋ありて、其の長崎紀行に、正齋書籍考に、若くは經籍訪古志に記せるは本巻第四章2の(2)又は(7)に之を引かん。

明治十六年の序文ある鶴飼徹定の續古經題跋には

神宮司廳藏

玉篇卷第廿二山部より宀部に至る凡そ十四部六百三十一字

延喜四年正月十五日收爲典藥頭宅書字

梅尾高山寺藏

玉篇卷第廿七

糸部練字に至る凡そ二百六十九字 傳にいふ唐僧光藏の書

近江石山寺藏

經字より絞字に至る凡そ十七字

右二卷合せて第廿七卷の全となり首尾具備す

福井崇蘭館藏

玉篇一卷言部より幸部に至る

魚山勝林院舊藏 卷背に金剛界私記を書す。卷尾に治安元年八月十一日以石泉御本

寫之畢 康平六年七月廿日於平等院奉寫 佛子快辨(愼吾云ふ算の誤)の款あり。

とあるの外、又武州縁山古經堂藏八十卷華嚴音義私記二卷の條にも

卷尾に僧定昭之本の五字あり。定昭は南都一乘院の開祖なり、その傳備に高僧傳に見ゆ。

書法岩拔常と絶異なり、余嘗て石山寺藏の玉篇を見しに筆法相類す。

と見えたり。さてこの記述は頗る誤れり。石山寺のは糸部二百二十三字その他の六部三十一字すべて二百五十四字にて、十七字とは何のゆかりもなし。又治安の跋あるは竹苞樓藏たりしにて崇蘭館のに非ず。抑々崇蘭館のを黎公使に紹介せしは、鶴飼師その人なるに此の疎



漏は何ぞや。今据用したる續古經題跋は廣谷圖書刊行會本なれば、恐らくは福井崇蘭館藏の次に數行を佚し、その數行に佐々木竹苞樓の名なども出だし、然る後に此の卷尾のを云へると、高山寺の石山寺のを附記せると同じ體裁なりしか。さばれこの卷を勝林院藏と云へるは此の書を始とす。魚山は洛外大原村の中央部落なる來迎院のことにて、其處に同名の寺院あり。良忍上人天仁二年の建立、勝林院は其の子坊ならん。元享釋書に「良忍、承德の初大原山に隱栖し來迎院を創めて一字を建て、大藏經律論を度し名づけて如來藏と曰ふ」とあれば、其の來迎院に玉篇を存せしもふさはし。さて竹苞樓や崇蘭館に逸出せしは何時なりけん。

大正七年に成れる和田雲村氏の訪書餘録は亦記する所精細なれば、摘鈔して本章の殿たらしむ。第二編舊鈔本(二)邦人の轉寫に係る舊鈔本の條に

玉篇 高山寺藏 石山寺藏 大福光寺藏 福井成功氏藏 小川爲次郎氏藏 佐々木惣

四郎氏藏 男爵藤田平太郎氏及神宮文庫藏

何レモ零卷ニシテ全篇ヲ通シ完備セルモノナシ

高山寺本ハ卷廿七ノ斷篇ニシテ目次ヨリ續字ニ至ル二十九枚ナリ無界七行ニシテ注字ハ一行十八字乃至廿一字トシ字數一定セズ、間々缺畫ヲ交フ

石山寺本ハ卷第廿七ノ斷篇ニシテ前ノ高山寺本ト合スレバ第廿七卷ノ全部完備スレド前者ハ無界ニシテ後者ハ有界ナリ、七行ニシテ注字ハ十七字乃至十九字トス、缺畫

ヲ見ズ

大福光寺本ハ魚部ニシテ首端ヲ缺ク

福井本ハ冊部ノ中央ヨリ欠部ノ中央ニ至ル斷篇ニシテ八行無界本トス、注字ハ十九字乃至二十一字ニシテ一定セズ

小川本ハ言部ノ論字ヨリ幸部尾缺ニ至ルモノニシテ注字ハ二十字乃至二十四字トス、藤田本ハ水部ノ斷篇ト卷第十八之後分ニシテ、水部ハ無界ナレド、卷第十八之後分ハ有界ナリ、水部ハ注字二十二字乃至二十八字ニシテ行書ヲ交へ、卷第十八之後分ハ注字

二十一字乃至二十八字ニシテ卷末ニ馬道云々ノ奥書アリ共ニ六行トス

神宮文庫本ハ福井本ト同ジク八行ニシテ注字ハ十八字乃至二十字トス、卷第二十二ノ完本ナリ、卷末ニ延喜四年正月十五日收爲典藥頭宅書トアリ

佐々木本ハ現存一葉ナレド玉篇中ノ最大字ナルヲ以テ其寫眞版ヲ挿入セリ

以上ノ玉篇ハ支那人ノ鈔寫ニ係ルモノアリ又邦人ノ之ヲ轉寫セルモノアリ、中ニハ其筆跡ノ支那人ナルヤ本邦人ナルヤニ關シ學者ノ所說一定セザルモノアリ

とあるものこれなり(愼吾云ふ此に小川本とあるは今の早稻田大學本なり、恐らくは羅振玉の文第四章2の(2)に引くを誤讀したるならん。佐々木本も今は久原文庫に歸したり、亦第四章2の(6)に詳かなり)。



## 第二章 顧野王

## 一 傳記

顧野王の傳は陳書卷三十及び南史卷六十九にありて事も文も大同なり。今陳書を引きて南史の異同をその下に注せん。

顧野王字は希馮、吳郡の吳人なり。祖の子喬は梁の東中郎武陵王府の參軍事、

按ずるに武陵王は高祖の第八子紀なり。

父の烜は信威臨賀王の記室にして、

按ずるに臨賀王は太祖の第六子臨川靖惠王の第三子なり。

本郡五官の掾を兼ね、儒術を以て名を知られぬ。野王は幼より學を好み、七歳にして五經を讀みて略大旨を知り、九歳にして能く文を屬す。嘗て日賦を製したれば、領軍朱异見て之を奇としぬ。年十二にして父に隨ひて建安に之きて建安地記二篇を撰す。長じて徧く經史を觀、精記默識、天文地理、著龜占候、蟲篆奇字も通ぜざるなし。梁の大同四年、太學博士に叙せられ、中領軍臨賀王府記室參軍に遷る。

南史には梁の大同以下の文なし。

宣城王、揚州の刺史となるや、

按ずるに哀太子大器は中大通三年宣城郡王に封ぜられ、大同四年に使持節都督揚徐二州諸軍事を授けらる。揚州刺史は故の如しと其の傳にあれば、揚州刺史となれるは宣城に封ぜらるゝの前なるべくして之と合はず。

野王及び瑯琊の王褒は並に賓客となり、王甚だ其の才を愛す。野王又丹青を善くす。王東府に於て齋を起して野王に命じて古賢を畫かしめ、王褒に贊を書かしたれば、時人稱して二絶と爲す。侯景の亂に及んで野王、父の憂に丁りて本郡に歸りしが、乃ち郷黨數百人を召募して義軍に隨ひて京邑を援けぬ。野王は體もと清羸、わづかに長六尺、又喪に居て過毀、殆ど衣に勝へざるに、戈を杖づき甲を被りて君臣の義逆順の理を陳ぶるに及んで、辭を抗げ色を作したれば、見る者之を壯とせざるは莫かりき。京城陥りて野王會稽に逃れ、ついで東陽に往き、劉歸義と軍を合せて城に據りて賊を拒ぐ。侯景平ぐや、太尉王僧辯深く之を嘉して海鹽縣を監せしむ。高祖宰となるや、金威將軍、安東臨川王府の記室參軍となり、尋で府諮議參軍に轉ず。

南史には尋で東陽に往き以下なし。按ずるに臨川王は太祖の第六子宏にて、天監元年に臨川に封ぜらる。

陳の天嘉元年、敕して撰史學士に補せられ、尋いで招遠將軍を加へられ、光大元年鎮東郡陽



王諮議參軍に叙せられ、太建二年國子博士に遷る。後主の東宮に在るや、東宮管記を兼ねしが本官は故の如し。六年太子率更令に叙せられ、尋いで大著作掌國史知梁史事を領して東宮通事舍人を兼ねぬ。時に宮僚に濟陽の江總、吳國の陸瓊、北地の傅縡、吳興の姚察ありて並に才學を以て顯著して論者之を推重す。

南史には「招遠將軍を加ふ」よりこゝまでを、太建中に太子率更令となり更に大著作掌國史知梁史事を領すとせり。按ずるに郡陽王は世祖の第三子伯山にして、光大元年に徙りて鎮東將軍となる。

後遷りて黃門侍郎光祿卿知五禮事となりしが餘官は並に故の如し。十三年に卒す、時に六十三。詔して秘書監を贈られ、至徳二年又右衛將軍を贈らる。

このあたり南史の行文や、略。

野王少きより篤學至性を以て名を知られ、朝に在りても過辭失色なし。其の容貌を観るに言ふ能はざるに似たれども、其の勵精力行に至りては皆人の及ぶ莫き所。第三弟充國早く卒す、野王孤幼を撫養して恩義甚だ厚し。

南史には第三弟の事を載せず。

撰著する所は玉篇三十卷、輿地志三十卷、符瑞圖十卷、顧氏譜傳十卷、分野樞要一卷、續洞冥記一卷、玄象一卷並に世に行はる。又通史要略一百卷、國史記傳二百卷を撰びしが未だ就ら

ずして卒す。文集二十卷あり。

この記事によりて年譜を作れば左の如し

梁 天監十八年 誕生、吾が繼體天皇の十三年、梁人司馬達等來朝の四年前

普通 六年 七歳五經を讀む。

大通 元年 九歳能く文を屬す。

中大通二年 年十二父に隨ひて建安に之く。

大同 四年 年二十、太學博士となる。

宣城王の賓客となる。

太清 二年 年三十、侯景の亂、この時父の憂に丁れり。

承聖 元年 年三十四、侯景の亂平ぐや海鹽縣を監す。

太平 元年 年三十八、陳霸先の宰となるや、金威將軍安東臨川王府の記室參軍となる。

陳 永定 元年 梁亡ぶ、野王この年三十九。

天嘉 元年 年四十二、撰史學士、招遠將軍。

光大 元年 年四十九、鎮東郡陽王諮議參軍。

太建 二年 年五十二、國子博士、東宮管記。



六年 年五十六、太子率更令、大著作掌國史知梁史事、

黃門侍郎光祿卿知五禮事。

十三年 卒、年六十三。

至德 二年 右衛將軍を贈らる、卒後四年なり。

此の記事にして誤なくば大廣益本の大中祥符の牒後に

梁大同九年三月二十八日黃門侍郎兼太學博士顧野王撰本

とあるの杜撰なるは自ら明かなり。太學博士には大同四年に既に任ぜられたれども、黃門侍郎となれるは復にその後の事なれば大同九年に此の官銜あるべくもあらざるなり(なほ第三章の2にいふべし)。

今野王の名字を見れば希馮野王となるに、馮野王は實に漢の名臣なり。第三弟の名の充國たりしと並看すれば、或は俱に漢の名臣に採れりとすべきか。馮野王の傳は漢書馮奉世のに附せり。奉世は西域に使し、莎車を伐ちて功ありし人、野王は其の子にして、兄に潭、弟に逵、立參あり。その姉の昭儀となりしは所謂馮婕妤にして、漢の元帝の虎圈に幸するや熊ありて佚出して殿に上らんとせしに、婕妤は直に前みて熊に當りて帝を庇ひしほどの人なり。野王字は君卿、隴西の太守となりて治行高きを以て入りて左馮翊となり亦威信を以て稱せらる。後御史大夫の缺くるや在位の者多く野王を擧げたれども、昭儀の兄たるを以て選ばれず、野王嘆じ

て、人は皆女寵を以て貴きに我が兄弟は獨り以て賤しと。後王氏の聲焰天を灼くや野王自ら安ぜずして朝を去りしも、猶その中つる所となるといふ。野王この人を希ひて自ら名づく亦事功に意ありしものか。野王の文を見て之を奇とせし領軍朱异には左の逸話あり

江表の人士の説に、梁王蕭衍は四聲を知らざりき。嘗て從容として中領軍朱异(恐らくは异の誤)に謂ひて曰はく何をか名づけて四聲となすと、异答へて云ふ天子萬福即ちこれ四聲なりと。衍、奔にいふ天子壽考にても豈これ四聲ならざらんやと。蕭王の博洽通識を以てして竟に之を辨する能はず。時人咸、朱弃の能言を美めて蕭王の悟らざるを歎じたりと。

とは文鏡秘府論各本朱弃に作れど、异が太清二年に中領軍となれること、其の本傳に見ゆれば今朱异と考定すに傳ふる所。梁書の沈約傳に

高祖もと焉(焉)四聲を好まず。帝、周捨に問ひて曰はく何をか四聲と謂ふと、捨曰はく天子聖哲これなりと。然れども帝竟に遵用せず。

と。事の殆ど同じきは高祖得心せぬまゝに人毎に之を問ひしにや。

## 二 著 作

顧氏の著作は本傳にては本書の外に



輿地志 符瑞圖 顧氏譜傳 分野樞要 續洞冥記  
 玄象表 通史要略 國史紀傳 文集

の九種なるが、陳の陸德明の經典釋文には

陳の舍人顧野王(爾雅音)を撰す、既に是名家なれば今亦之を采りて先儒の末に附す。

宋の高似孫の史略には

顧野王の陳書三卷。

とも見え、且つ史略には 姚思廉は謝吳(今按するに梁書四十九卷の著あり)顧野王等諸家の言を采りて推究總括して梁陳二家の史と爲しぬ。

と云へば、史略の時にこそ三卷を傳へたれ、姚思廉の参考せしは今少し大部ならでは謝の書と釣合はぬやうなり。

さて輿地志の遺文は史記五帝本紀の正義に 輿地志にいふ涿鹿は本名彭城、黃帝の初都にして有熊より遷れるなり。

太平寰宇記の永興縣蕃山の條に

輿地志にいふ上に望夫石ありて石上に曾て蕪菁を生ず。山上に石あり高さ三丈、形女人の如し之を望夫石といふ。傳へていふ昔貞婦ありて、其の夫、國難に赴きたれば婦此に送

りて遂に化して石と爲りぬ。とあるの類。符瑞圖のは史記封禪書の案隱に 符瑞圖にいふ旗星の極は芒艷、旗の如し。

説文繫傳に

玉瑛は仁の寶なれば斲らずして自ら成りて光白華の如し。漢の文帝の時渭陽に玉瑛見

えぬ、今白石紫石瑛といふ者あり皆石の光璧ある者。

とあるの類。爾雅音は漢學堂經解に其の輯本あり。中には 緇悉らくは緇の誤ならん、盧氏の攷證にいふ所なしは羅なり、介は別なり。

夢々訛々は煩懣して亂れたるなり。

の如く音切ならぬも有るを見れば時には義にも涉れるならん。

此く十一種に上りたる著作も弘くは行はれざりしか、隋志には(本書の外に)

輿地志三十卷 陳顧野王の撰

陳左衛將軍顧野王集十九卷

の二種を出せるのみ。

わが國には文集は傳はらざりしか、現在書目録に

土地家 輿地志廿

第二章 顧野王

三二



五行算 符瑞圖十

とのみ見えて、三善清行の革命勘文にも老人星につきては符瑞圖を引けり。

又その畫を善くせしこと本傳にも見えたるが、我が君臺觀左右帳記に

陳顧野王字希馮 吳郡人 草虫

とあれば其の作品も傳はれるなり。

第三章 玉 篇

1 卷 數

本傳には玉篇三十卷とあるに隋書經籍志には三十一卷と云ひ、日本國現在書目録亦この數なること上にも引きたり。今日三十卷にて首尾完好なるに、いかなる一卷の添はりたるか。

吾人の知り得たる唯一の佚文は法苑珠林に宣律師の感通記を引きたる

天人答へて曰はく聞かずや梁の顧野王は大學の太傅なり、周く字源を訪ふに出没定まら

ず、故に玉篇の序に云ふ春申君の墓を開きて其の銘文を得たる者あり、皆是隸字なるのみ

と敬佛篇第六

の一條あるのみ。蓋し宣律師及び天人は珠林に

長安西明寺の道宣律師は徳玄流を鏡し業清素に高く、大唐の乾封二年仲春の節を以て身

は京師城南清宮の故の淨業寺にあり。

又天人韋琨あり亦これ南天竺八大將軍の臣なり。生知聰慧早く欲塵を離れて清淨梵行

にて眞業を修重す千佛篇第五の四

とあるものとす。



感通記にいふ所は益州成都の多寶石佛は迦葉佛の時に成りて西耳河の鷲山寺に在りしを、成都の人彼處に往きて將來せるなりと云ふに對して、多寶の字その華趺に存する者隸書たり、いかでか迦葉佛の時に已に神州の書有らんやと詰れる、その答に「遠く隸書の興れるを承くるに古佛の世に興れり」とて遂にこの玉篇序を引きて秦代以前に隸書ありしを徵せるなり。

玉篇序は今も存せり。誰の撰たるを云はざれども、猥に明詔を承け預て過庭を續ぐの語あるによりて野王の作なるべしと云はる。其の文は駢儷の躰なれば珠林に引ける如き文句を厠ふるを容さず。故に珠林に引く所眞に顧氏の書に存したるならば、序と云へるは宣律師の誤記にて、字躰の沿革を辨するなどの一卷ありて以て三十一卷たりしならんか。

## 2 述作の年月

宋本に「梁大同九年三月二十八日黃門侍郎兼太學博士顧野王の撰本」とあるを以て普通に梁の顧野王の撰と稱すれども、此の官銜の訝しきこと前章にも述べたり。隋志には「陳の左將軍顧野王撰」とありて吾が現在書目錄も同文なり。

梁の大同九年云々を疑ひたるは清の王昶にして、その春融堂集の「玉篇に跋す」に「序の前に梁の大同九年云々と稱す。本傳に稽ふるに野王は大同四年に太常博士に叙せ

られて中領軍に遷り、陳に入りて大建二年に至りて國子博士に遷り、黃門侍郎に遷れるなれば、是野王は梁に在りては未だ嘗て侍郎とならず。又宣城王の賓客となりたれども簡文に事へし文なし、惟陳に仕へての以後に後主、東宮に在りし時野王實に東宮管記を兼ねて遂に黃門侍郎に遷りぬ。然らば序にはゆる殿下も當に後主を指して之を言ひしなるべくして、玉篇の成れるも適に其の時に在らんと云へり。こゝに簡文帝を引出せるは玉篇卷首の啓に

殿下天縱岳峙にして、淑哲淵凝に、三善自然にして、勤學するを須るす、六行の前哲もなんぞ以て喩を勞せん

と呼びかけたる以上、玉篇をば東宮に上れるものとせざるべからざる故に、玉篇にして梁武帝の代に成りたらんには此の啓はその嗣の簡文帝に事ふる時の作とすべきが故なり。抑と王氏の指摘せる二條は本傳の文にては確乎として動かぬものなるが、この説を肯定せん爲には梁書の蕭子顯傳に其の子愷を記して

是より先、時の太學博士顧野王命を奉じて玉篇を撰びしが、太宗その書の詳略未だ當らざるを嫌ひ、愷が博學にして文字に於て尤も善きを以て更に學士と與に刪改せしむ、大清二年官に卒す時に年四十四。

と云へるものを處理せざるべからず。何となれば大清二年は猶ほ梁武帝の代なれば、此の年



に卒したる蕭愷が刪改を加へし玉篇は梁の世に既に出でたるや明かなればなり。王氏は

南史の簡文が其の未當を嫌ひたりとの説は恐らくは亦舛錯を免れし

と事も無げに抹殺したれども、吾人は然く武斷なるを得ざるなり。

但し吾人は又大同に成れり、愷が刪改せりといふに對して、他の疑問なき能はず。抑も大同九年には野王の年僅に廿五なり、いかに十二歳にして建安地記を撰ぜしほどの夙慧なりと云へ、衆編を總會して以て一家の製と成す玉篇の序文の如き地味なる事業を指命せられんは稍ふさはしからぬに非ずや。然れども易を注して千古に傳へたる王弼は二十四歳を一期としたる人なり。經典釋文の成れる時の陸德明の年齒も十駕齋養新錄には「當に三十左右に在るべし」と想定せり。中説を撰んでは論語に擬し、元經を作りては春秋に倣ひたりといふ王通も三十七年にして世を去れり。此の數例に見れば野王また二十餘歳にしてかかる事に従ふにも堪へたるか。

趙甌北の廿二史劄記に「魏齊の諸帝皆早く子を生めり」とて

魏の道武帝十五歳にして明元帝を生み、景穆太子十三歳にして文成帝を生み、文成十五

歳にして献文帝を生み、献文帝十三歳にして孝文帝を生む。

北齊の後主緯は十四歳にして子恒を生む、緯の弟の儼の誅せられし時は年十四なりしに已に遺腹の子四人あり。

を挙げたり。此は北朝の記事なれば、以て南方を律すべからざるが如くなれども、天地間に循環する者ありて自ら此くあらしめたりとせば、南北同一に考ふるも不可なかるべく、十五六歳にして既に成人したらんには廿四五歳はもはや不惑の域に達したるものか。

諸帝の事を以て一般を推すべからぬにも似たれど、其は正史の記述が諸帝に詳かなる爲に之を知らるゝにて、以て當時の風氣を卜するには足るべし。

又大同に成れるを數年ならざる大清に既に他人に刪改せしめたりといふもいかゞ。野王は大清二年にも僅に三十歳にして其の知見は日に月に長發するの時なれば、若し刪改すべくば野王をして再び之に當らしめて可なり。年四十内外にて齒徳俱に高しといふにもあらぬ蕭愷に命じたるは餘りに野王に對してあてつけがましき仕打ならざるか。されど蕭子顯の爲に諡を請ふや武帝手詔して「才を恃み物に傲る、宜しく諡して驕といふべし」と云へりとも傳ふれば、當時は情に任せて徑行せる風氣も有りたるか。

### 3 其の出でたる時代

玉篇の述作が小學界當時の破天荒たりしは上にも云へるが更に之を詳かにせん。

漢字には形あり、音あり、義あり、故に四庫全書總目は其の小學の類を分ちて訓詁義に關するもの(字書)形に關するもの(韻書)音に關するもの(三)としたり。而してこの三種を比較するに



總目にては

訓詁の屬 十二部百二十二卷 存目八部六十四卷  
 字書の屬 三十六部四百八十卷 六十八部六百六卷  
 韻書の屬 三十三部三百十三卷 六十一部五百三十七卷

を著録したれば、古今を通じて云へば其の百分比は訓詁が九、字書が四十八、韻書が四十三なりといふも不可なからん。然るに謝啓昆の小學考に魏晉南北朝の物として采録せしを數ふれば

訓詁 魏張揖の廣雅、梁劉杳の要雅を初として二十六種

文字 北魏江式の古今文字、梁阮孝緒の文字集略を初として四十四種

聲韻 魏李登の聲類、晉呂靜の韻集を初として二十七種

音義 晉李充の周易音、徐邈の古文尙書音を初として七十種

を得べし。この音義は其の名の如く音をも義をも兼載せるなれば、此の分類を總目のに合せんとするには訓詁聲韻に分屬せしむるの他に途なからん。今粗雑の考方なれども之を二分して訓詁聲韻に歸せしむれば

訓詁 六十一種 文字 四十四種 聲韻 六十二種

となりて、其の百分比は訓詁三十六、五、文字二十、六、四、聲韻三十七、一たるべし。この百分比を前

に擧げしものに比すれば訓詁頗る増して文字即ち字書が特に減じたるを見るべし。

滔々たる風氣は此の如く字書の減じゆく時に方りて野王が本書を成して、説文に採りて其の躰を定め經子の注解音義に取りて其の用を宏いにし、以て近くは潘徽の韻集、その書今傳はらず、序には「詁訓は證するに經史を以てし、騷雅を備包して子集を博牽す」とあれば其の博洽なるを知らるるの向うを張り、韻集は其の名より見るも韻書ならん、其の三十卷たるも玉篇と同じ、併せて諸葛穎の桂苑珠叢、則天武后の字海各々一百卷、顏真卿の韻海鏡原三百六十卷の如き巨帙の先を開きしは野王も亦偉なる哉。

以上は歴史的に見たるものなるが又之を地理的に見れば如何。當時は南北相對峙せる世なるが後魏の陽承慶に「字統二十一卷隋志による」の著あり。承慶は何時の人なるかを詳にせざれども、其の從祖の尼は高祖の朝の人なること其の本傳に見えたり。此の高祖孝文帝は宋の明帝の末より東昏王までの人なれば東昏王の末より五十年の後をとりて承慶の活動せる時とすれば梁の簡文帝の初年に當りて、玉篇の成れると殆ど其の時を同じうせん。然るに字統の遺文としては

窳 懶人は自ら起つ能はず、瓜瓠も地に在りて自ら立つ能はず、故に字瓜に从ふ、又懶人は恒に室中に在るが故に穴に从ふ、(大集月藏分經音義)

笑 竹に从ひ天に从ふ。竹は樂器たり、君子樂して然る後に笑ふ、(九經字樣)



の如く牽強せるものを傳ふる規丈夫の識用必ず規矩に合ふが故に規は夫に从ふなり。販、買ふこと賤くして賣ること貴く、朝に買ひて夕に賣るなりの類は説文と甚だしくは遠からずより見れば其の解説は必ずしも正確ならざりしに非ざるか。

蓋し南北朝風氣の相違は學藝に於ても其の趣を異にし、北史には之を、南人は約簡にして其の英華を得、北學は深蕪にして其の枝葉を窮むと叙せるが其の實は北朝の經を治むる尙専門の名家多く、士皆通經績學を以て業とし、上に在る者亦此を以て士を取りたるに、南朝は晋は玄言を尙び、宋は文章を尙びたれば經學純ならず、齊梁に至りて始めて儒學大に振ひ、陳に及ぶも其の遺風流韻存したるなり。抑々小學は經の一支のみ然らば宜しく北方にこそ此の鉅篇あるべきに、玉篇の復に字統に優れるもの、趙甌北が廿二史劄記に於て

梁武、五館を開き國學を建て博士を置きて五經を教授せしめ、帝毎に臨幸して親ら胄(子)を試みし故に一時の盛を極め、ひとり江左の諸儒の經學を崇習せしのみならず北人の經に深き者も亦風を聞きて來れり

と云へる如くなれば、野王の如き自ら淹博通識能くこの大著を成し、なるべし。

#### 4 其の分部

野王の玉篇は今日數卷を留むるに過ぎざれど、宋本の分部がその殘卷と略々符するに據り

て、宋本の分部が多く舊に據れりとするは不可なからん。但し語部宋本にては第九十一なるに原本にては第九十二とすれば卷首より此の部までに原本一部多く、放部は兩本俱に第二百七十一なれば此の部より放部までの間に原本は宋本よりも一部少かりしものとすべし。

篆隸萬象名義が野王の玉篇に依ること深きは周知の事なるが、名義によりてこの齟齬を検するに名義には自第四十七の次に合徐利反あるが宋本より多き故に語部迄に一部を増し、又東部宋本にて第二百五十八なきが故に放部は第二百七十一となりたるなり。此の他萬象名義には

宋本の末第一百九十六が第一百九十の次に序でられ

皿第二百二十八が重第二百四十と入れ代り

大第三百二十一、奢第三百二十二が奢大の順となり

習第四百十一、乚第四百十二、非第四百十三も乚非習の順となり

素第四百二十七、絲第四百二十八が絲素の順となり

比第四百四十七が第四百六十の次に下がり

录第四百九十五が第四百七十六の次に上がる

等の相違ありとす

又この部首が一上示に始まり十干十二支に終るは説文と同じきも、其の間は全く相合はず。



故に説文の部首については繫傳に部叙の一篇ありて其の次第の意を付度したれども、玉篇には一貫せる理由を發見しがたからん。且つ段玉裁は

玉篇、而部を以て毛毳冉の後、角皮の前に次でしは、其の意而を訓して獸毛とせしならん。

絶えて許慎の意に非じ

とも非難したり。更に又説文に立てたる哭、延、教、眉、白、飲、后、大、弦等の十部を刪りて父、云、處、兆、磬、索、牀、戈、單、丈等の十二部を増したる故に説文の五百四十部は玉篇にては五百四十二の部首となりたり。

### 第四章 現存せる原本

#### 1 總 說

原本玉篇の吾が國に現存せるは左の七卷なり。

- 一 卷第八 心部
- 二 卷第九 言部—幸部
- 三 卷第十八之後分 放部—方部
- 四 卷第十九 水部
- 五 卷第廿二 山部—宀部
- 六 卷第廿四 魚部
- 七 卷第廿七 糸部—索部

この七卷はつき／＼に發見せられたるものなれば、之につきて記述せるものを引きて其の經路を辿らん。其の最も先だてたるは經籍訪古志ならん、曰はく

玉篇零本一卷、舊鈔の卷子本、石山寺の藏

現に第二十七卷糸部第四百二十五より索部第四百三十一に至る凡そ七部四百廿二字

第四章 現存せる原本



にて一卷たるものを存す。每行長さ七寸強、字數定まらず、卷末に梵字及び訓釋の數行、又石山寺經藏の墨印あり。又高山寺東大寺崇蘭館及び佐々木惣四郎の家に並に殘本を藏す、今鈔録して三冊となす。一は言部第九十一より幸部第一百十七に至るものとす、中間に缺あり、此の一冊は即ち第九卷。一は卷十八之後分とす、放部第二百七十一より方部第二百八十四に至る凡そ十四部にて此を一冊となす。一は水部冷字より洗字に至るものとす、中に紙質損壞せる處あり、此を一冊となす、即ち第十九卷。按ずるに清の康熙中、張士俊宋板玉篇を翻刻し、天保甲午に昌平學重雕して世に行ふ、固に已に稀世の珍たり。然れども已に唐孫強増字の舊に非ざれば、卷首に題して大廣益玉篇一部并序凡そ三十卷と云ひて、合せて上中下の三卷となす。朱彝尊のいはゆる釋の慧力、象文を撰し、道士趙利正、解義を撰し、宋の陳彭年、吳欽、丘雍輩に至りて、又之を重修す、是に於て廣益する者衆くして、玉篇又顧氏の舊に非ざる者、これなり。此の本の傳はれる如きは、遠く孫強増字の已前に在りて、眞に顧氏の原帙たるなり。毎注中野王の案語ありて、慧琳の經音及び弘決外典鈔に引く所と合へば、其の貴珍すべきたる亦宋本の得て比肩すべき所に非ざるなり。

と。此の記述には二個の怪しむべき事あり

- 一、石山寺の藏する所は第廿七卷の後半に止まりて、其の全本に非ず。前半は高山寺に存せしなるに、其の高山寺をば別に擧げたるを見れば、第廿七卷の全本は未だ見ざるべき

なり。然れど前半を見ざれば、凡七部四百二十二字、宋本には凡七部とあるのみにて、字數なしの語をなし得べき途なし。豈後に高山寺より出でたる前半を見て追記したるなるか。然らば別に高山寺を擧げたるを消さぬは疎なり。

- 二、第廿七卷以外の三冊の所藏者として、高山寺東大寺崇蘭館及び佐々木宗四郎の四家を擧げては、其の所屬分明ならず。今日すべての所藏者明かなるより云へば、第九卷の中間に缺ありといふからには、崇蘭館の名は此處に出すべきに非ず。高山寺また第廿七卷以外には關係なければ、之を除くべく、即ち此の三卷の所藏者は東大寺及び佐々木宗四郎の二家に歸すれども、當時の記述としては語りて頗る詳かならざる憾なき能はず。要するに目睹耳聞うちませて之を記したる者ならんのみ。

吾人が此く斷言するを得るも、其の文獻を發見したればなり。京都帝國大學に伴信友校藏書と稱せらるゝ者ありて、その中に玉篇殘簡(慎吾いふ、表題には玉篇眞本古寫摹とあれど、目次の前には玉篇殘簡と標せられ、同じき内容の物が帝國圖書館に有るも亦玉篇殘簡として目録に出でたれば、此の名を用ふ。そも、余の殘簡本の跋文に啓發せられしも、實は帝國圖書館本なれど、今は其の本たるものにつきて述ぶるなり)三卷を收めたるは、勿論寫本にして

上卷 澹字に始まりて玉篇第廿七といふ行に終る 即ち原本第九卷と第廿七卷の後半

と



下卷 湮字に始まりて玉篇卷十八之後分といふ行に終る 即ち原本第十九卷の中間と  
卷十八之後分と

この二卷を前寫として又後寫一卷あり  
追加 糸字より續字に至る

の内容なるが此の上下二卷を訪古志に云へる所に比較して

一、訪古志には「言部第九十一より幸部第一百十七に至る」と云ひ、此には「論字に始まる」と云へど言部は前缺なれば其の實相同じ。

二、訪古志に「水部冷字より洗字に至ると云ひ、此には「湮字に始まる」と云ふ。蓋し水部は古逸叢書にも十三葉を収めたるが、其の第二葉は湮字に始まるなれば玉篇殘簡は第一葉を佚したる本より寫したるなるべし。

の斟酌を加ふれば

訪古志標題に出し、者第廿七卷

殘簡上の後半

鈔錄三冊の一 (第九)

同 前半

同 二 (卷十八之後分)

同 下の後半

同 三 (第十九卷)

同 前半

相吻合して、當年漢學者にては狩谷小島等の諸老が相傳へて之を寶貴せし一方には、伴黒川(後

の記述を見よ)の諸大人も亦摹寫して研究の料とせしを知らるゝなり。さて信友はその下卷(三冊より云へば中卷)に跋して

嘗て平安の一書賈某といふ者頗る鑒識あり、願野王の玉篇の古寫殘本を藏して積に韞みて以て價を募ると聞き、復奈良にも亦殘本を秘藏する者ありと聞く。これ古人譯語に引用する所の者必ず古訓の徴すべき者あらんと謂ひて渴望計會するもの數年なれども未だ便宜を得ざりしが、物感すれば必ず通ずといふ此の理は信すべし、このごろ好友告げて曰はく或人の二家の所藏を併せて之を摹寫して帳中の秘と爲せるありと。余拊歡に堪へず請ひて之を摹寫するを得て二冊となす、聞く言部以下は平安に出で、水部以下は奈良と。いふ謾に外人に借與せざれども姑く隨ふべしと。今之を熟視するに蓋し唐時の増加本なり。但漢土の舊觀にして吾が譯訓を注せず宿望に副はぬに似たり。然れども千歳の逸篇なれば無益と爲さず、且古人の筆蹟豈愛賞せざるべけんや。余前に宋版大廣益會玉篇を見、近ごろ復我が國慶安中の刻本を見るに全く同じ。今この殘本を以て比較するに復に同じからず、蓋し野王に原づく者に非ざるなり。聞く野王の玉篇は漢土に已に之を逸せりと、此の説必ず然らん下畧

天保六年乙未に次せる年の九月八日

伴信友 記す

と云へり。信友が大廣益會本によりて本書を疑ふに至りては本末を顛倒せるも亦甚しけれ



ども此の跋文の平安一書賈には鶴鶴氏、奈良には尊勝院と朱筆にて注こまされたる六字は極めて寥々たる文字なれども以て訪古志に擧げたる四家より高山寺崇蘭館を除きて可なるを證する大なる光明たらざらんや(鶴鶴の訓は佐々木と通す)。

又末卷の尾には

嚮に玉篇殘缺の臨本を得て二冊と爲し、が今復榎尾高山寺所藏の殘缺臨本を得たれば賀島東周子に請ひて摹寫し畢りて今三冊と成せり

弘化三年二月十九日たま、平安二條堀川の官宅に在りて

伴信友時に年七十四

とあり、弘化三年は天保六歳の十二年後なるが訪古志の成れる安政丙辰三年、序文の年月を用ふよりは十一年前たれば、以て訪古志は第廿七卷全本を知りての著録なるを知るべく、原第廿七卷後半を石山寺に系けて記されたるを高山寺本の流布によりて廿七卷全本と改め且部數字數をも加へ乍ら、石山寺を改めて石山高山兩寺とし、下文の高山寺を刪るべきを遺れたるものとするも憑空の談ならざるべし。果して然らば此の短跋も亦有力の資料なりけり。

箋注倭名類聚鈔に望之、卷子古本の玉篇五卷を傳鈔せりと有れど、後齋の時は四卷の發見せられたるのみなるべし

## 2 各 説

### (1) 卷第八

玉篇第八卷が心部第八十七より崧部第八十九までを收むる其の心部の一部にして大字の數五字に過ぎず、六行、行ごとに注文十四字、大字はその二字分を占む。最も晚出の者にして之を著録せるは和田雲村氏の訪書餘録のみ。訪古志の同人は勿論、楊守敬、羅振玉二氏も目睹せず、今、久原文庫に藏せらる。文庫に納入したる佐々木竹苞樓主人余に語りて曰はく

この一紙は古筆手鑑の中に存したりと聞けるが、大正七年五月東京よりこれのみをひき離して入手し、翌年一月久原文庫に購入せられたり

と。然るに餘録に佐々木本を以て之を稱するは未だ文庫に入らざる前に記されたる爲か。文字大きく正楷なるも他の六種と撰を異にすれど、野王案の語も見え、闕字の古文として出せる形の説文のと全同ならぬも却て古なるべし。

### (2) 卷第九

#### イ 今の早稻田大學本

玉篇第九卷は言部第九十一より欠部第一百十九までを收むるに今言部の首と欠部と幸部の尾とを缺き、猶その中間にて冊部の尾、昭、只、尙三部の全部と、欠部の首とを失へる者なり。京



賈佐々木宗四郎の家に在りて訪古志同人の著録せる所、同樓主の手記せる竹苞樓展觀書目に

顧野王玉篇 缺本 紙數 二十葉 一卷

背書 金剛私記一卷

奥書云治安元年八月廿八日以石泉御本寫之畢

康平六年七月廿日於平等院奉受此經

佛子快算

同じき鑑定書目に

顧野王玉篇 殘缺一卷 假箱入

紙數十五葉 言の部より幸の部まで

裏書金剛界私記一卷 治安元年又康平六年の奥書在

と記して後には論字以下六行を影寫せるが、其の蟲蝕の痕今と同じきを見れば其の頃より什襲寶重せられて亦汚損せらるゝなきに至りしならん。

この卷は明治以後田中光顯伯の手に歸せしに、伯の早稻田大學圖書館に寄贈して其の永存を圖られしは學界の一美談なるが、同館にて此の卷の解題一篇を作られたるありて、頃日伯より余に示されたれば先づ之を引くべし

古寫原本玉篇殘卷解題

玉篇は爾雅說文ト並ビテ支那字書ノ最モ古キ者ナリ梁ノ黃門侍郎兼太學博士顧野王大

同年間ノ撰ニ係リ三十卷ヨリ成ル本館ノ所藏ハ第九ノ殘卷ニシテ言部ニ起リ幸部ニ訖ル中間卅ヨリ欠ニ至ルノ五部ハ之ヲ缺ケドモ而レドモ含ム所二十又三部ニ亘レリ紙本墨書卷子本烏絲欄アリ界高七寸二分一款ノ廣サ八分七厘九分等齊シカラズ卷高八寸八分五厘總長五丈四尺二寸五分

本卷ガ世ノ注意ヲ惹キタルハ極メテ近キ世ノ事ニシテ其一時京兆ナル一市人ノ手ニ在リシ時ナリ其頃ハ仿寫スル者モ出デ一味同好ノ間ニ展轉傳摹セラレタリト雖其書寫年代筆者等ノ事ニ至リテハ淺鑿粗覈或ハ唯紙背ノ寫經ノ年紀ヨリ推シテ其古寫ナル可キヲ云ヒ或ハ漠然千年以上ノ物ナリト云フニ過ギズ大正四年雪堂羅振玉氏簡齋小川氏ヲ介ト爲シ此卷ヲ假ル氏卷ヲ展ベ數行ナラズシテ已ニ其書法ノ勁妙ナルニ驚キ審定シテ初唐人ノ手ニ出ヅト爲ス嗣ギテ明年此唐賢ノ妙迹千三百餘年前ノ原帙ヲ影印ニ付シテ世ニ傳ヘタリ

本卷ノ紙背ニ佛典金剛界私記ヲ書寫シ末ニ識語一行アリ曰フ治安元年八月廿八日以石泉御本寫之已了ト石泉ハ台密九流ノ一ナリ更ニ此識語ヨリ二寸二分計隔テ、下部ニ康平六年七月 於平等院 奉受此訖一行 佛子快算一行ト細書セル一跋アリ是レハ快算ナル者ガ治安元年ヲ距ルコト四十三年後ニ右私記ヲ傳ヘタルヲ謂フ者ニシテ平等院トハ蓋宇治ノ平等院ヲ指スナラン因リテ想フニ本卷ハ他ノ此種圖籍ノ傳來ニ見ルガ如ク



ニ當初入唐留學ノ僧徒ニヨリテ將來セラレ平城若シクハ平安ノ寺院ニ藏セラレシガ已上ノ二跋ニ据リテ中昔ノ頃ハ京洛台門ノ寺院ニ在リシ事ヲ確ムルヲ得ベシ後其背面ノ佛典ノ故ヲ以テ相應ニ護持セラレシガ降りテ江戸末世ノ頃ニハ流轉シテ洛中ノ一書肆ノ手ニ落チタリ伊澤蘭軒ノ長崎紀行ニハ文化三年六月六日ニ京都ノ書肆錢屋總四郎方ニ於テ他ノ古物數種ト共ニ此卷ヲ觀タル事ヲ記セリ此卷中間六十八行裁割ノ變ハ何ノ時ニ起レルカ紙背ノ佛典モ亦同ジク此災厄ニ遭ヘリ蘭軒ハ此變ニ就キテ記スル所ナシ蘭軒ハ其日京ニ入りテ又出デ少間ヲ利用シテ展視シタルニ過ギザレバ觀ル所亦自ラ詳ナル能ハザルベシ此變蘭軒記スル無キノ一事ヲ以テ當年ノ狀ヲ斷スル能ハザルハ論ヲ須タズ澁江抽齋森枳園ノ經籍訪古志石山寺藏玉篇零本ノ條ニ云ク又高山寺東大寺崇蘭館及佐々木宗四郎―按ズルニ佐々木ハ錢屋ノ姓ナリ宗四郎ハ或ハ總四郎ノ嗣カ―並藏殘本今鈔錄爲三冊一爲言部第九十一至幸部第一百十七中間有缺此一冊即第九卷―按ズルニ此第一冊ノ原ク所ハ登時ノ佐々木本現今ノ本館所藏本ナリ而シテ其中間ノ闕文ハ崇蘭館之ヲ藏ス―一爲卷十八之後分放部第二百七十一至方部二百八十四凡十四部此爲一冊―按ズルニ此冊ハ後ノ第三冊ノ大部分ト俱ニ其原ク所ハ東大寺本ナリ―一爲水部冷字至洗字中有紙質損壞處此爲一冊即第十九卷ト後柏木探古ガ黎菴齋ニ供シタル仿寫本モ亦中間有缺ノ者ナリ此變ニ就キテ今云ヒ得ル所ハ唯此ノ如キ耳サテ明治維新前後

ニ至リテ本卷ハ秋月藩ノ文學磯信藏ト云フ人ノ有トナリス此人ハ藤森天山ノ門人ナリ此卷ヲ獲テ愛重十襲至ラザル莫ク明治六年秋月暴動ニ關聯スル所アリテ自裁シタル際モ特ニ遺命セシ程ナリキ後兒孫父祖ノ同門壘江川田氏ニ保管ヲ託ス柏木探古ガ此卷ヲ舉グ可惜今不知所在ト云ヒタル(慎吾いふ柏木本の跋中の語この跋は本章柏木本の條に引くべし)ハ幾ド此程ノ事ナラン青山田中伯一日壘江宅ニ於テ此卷ヲ緝キ垂涎禁ゼズ爾來所有主ニ交渉スル事多年終ニ明治三十九年伯ニ歸ス伯之ヲ私スルヲ屑トセズ之ヲ學徒ノ資料トシテ廣ク永ク學界ヲ益センノ盛意アリ大正三年十一月奮然割愛之ヲ天延古文書十五通ト與ニ舉ゲテ我ガ大學圖書館ニ寄ス抑玉篇ハ顧氏ノ撰後幾ナラズシテ改刪ヲ受ケ爾後増損相繼ギ唐時孫強ノ上元本出ヅルニ迫ビテハ顧ノ原帙遂ニ亡佚ス幸ニ我國ニ於テ千餘年前ノ古鈔本若干ヲ傳ヘ賴リテ以テ黃門本來ノ面目ヲ窺フヲ得ルノミ今ヤ伯此人間希有ノ秘笈ヲ贈リ以テ斯學ノ研鑽ニ資ス何等ノ高德何等ノ嘉惠ゾヤ(附録として現存古鈔原本玉篇一覽表と長崎紀行を引けると有れど今略す。なほ下の一節あり「惣四郎春行ハ二代目ナリ文政二年八月歿ス享年五十又六。奇書秘籍ノ蒐集ヲ以テ著ハル。學殖アリ禮儀類典拾遺帝國圖書館藏宋本鑒定雜記核齋の珠此あ内藤湖南藏等ノ著書アリ」と)

此の一篇よく其の要を盡せるが、田中伯と所有主との間に立ちて交渉の任に當りしは川田氏の令婿杉山令吉氏なりきとは伯の余に教へられたる所とす。



さて余は又蘭軒と俱に狩谷掖齋も此の卷に見驚ける一人たるを知りて何れが先睹なりしかを探りたることあり。蘭軒は長崎紀行に於て

(文化三年六月六日)余は寺町御池下る町錢屋總四郎を訪ふ(姓鶴鶴名春行號竹苞樓)。主人家に在て應對歡晤はなはだ愜り。古物數種を出して視しむ古鈔零本玉篇一本邊格上短下長(延喜式圖書令の度なり)その裏を裝修せしも古鈔本の佛經なり治安元年云々、康平六年云々とあり。右件の年號にて玉篇の古鈔知べし。古鈔孝經七八種あり、みな古文なり。

と云へるが、掖齋は之に先だつ十七年なる寛政二年時に掖齋年十六に同樓にて永仁の古文孝經を視たりと自記(藤原貞幹の好古日録の鼈頭に掖齋の注したる本による)すれば其の時既に玉篇を見たりや否や。其は竹苞樓が此の卷を入手せる年月分明ならぬを以て、前に同樓に至れるが故に先睹せりとも云ひ難からん。抑々蘭軒と掖齋とは嘗て泉豐洲の門にては同學にして然く同好なれば、此等の覽古は互に興味饒き話柄となしたらん。掖齋果して先睹したらんには玉篇の背面を利用して佛典を寫したる其の先後についても正しき見解を附け加へたるべし。然るに蘭軒はこゝに明かならずして古鈔の佛經を以て裏打せし如くに記せるが故に、掖齋は其の欄外に

背面の佛經は玉篇の零本を料紙にして寫したるものなり、卷子儒書の背に佛書あるもの皆これなり、佛書の故紙を以て裝修せしにはあらず

と批正せり。この點より見れば恐らくは玉篇を睹ることは蘭軒や先ならん。掖齋より聞きたるべき古文孝經を第二に記せるも竹苞樓得意の品は新獲の玉篇たりしなるべし。

ロ 福井本

第九卷の中間なる冊留只尙欠の五部は福井氏の崇蘭館に藏せられたり。狩谷掖齋は文政四年の入洛の際同館を往訪せし事、其の四月十四日伊澤蘭軒に寄せたる左の書牘にて明かなれば、必ずやこの書を見たりけん

福井へ尋申候甚よく遇せられ候、何より以家屋園池之結構小障子一枚といへども一艸一礫といへ共みな、心を用ひ、額聯の數は黃檗山より多く、すきますきまはアンペラにてはりつめ、中々千金二千金之用途にて作り候物に無之、露臺庭の檻朱綠間錯、釣燈籠凡三百にあまり申候、實に田舎漢の京の門跡を始而、見候より驚申候、但し工ときたな細工とを以て組詰たる者にて、僕など三日も右之家に居候ものならば大病に相成候事相違有之まじく被存候、此後數度參候而珍藏乞可申所存に候へども、但右之一儀に迷惑いたし居候、鷗外全集第八卷伊澤蘭軒に據る

右之一儀に迷惑すとも珍藏を乞はずして止むべき掖齋ならんや。但し掖齋既に之を見たらんには訪古志にも記述すべきに、然らざるは亦怪しむべきなり。

(3) 卷第十八之後分



玉篇第十八卷は金部第二百六十九より方部第二百八十四までを収むるに、今は放部第二百七十一以下を以て其の後分としたり。もと大和國東大寺尊勝院に藏せられしが明治七年には柏木探古の手に歸し、後三浦觀樹將軍の藏ともなりて大正五年十月大阪の藤田男爵家に入れり。

こゝに附記すべき一事あり。尊勝院に在りし時に傳鈔せられし本と柏木氏の藏とを比較するに、柏木氏には八行の文字を闕けることにして、古逸本にて云へば第九葉と第十葉との間に

乃案輿地圖蘇林曰輿猶畫載之

輶 甫遠反說文

意也廣雅輿多也輿舉也輿載也 車耳反出也廣

雅輶謂 徐入反尙書輶寧爾邳家孔安國曰輶集也爾

之輶也 輶 雅輯和也野王案謂諧和也毛詩辭之輯矣思

の二行、又第十五葉表と裏との間に

輶 說文亦 輶 子由反說 都禮都履二反毛詩尹氏大師

輶字也 輶 文車箒也 輶 惟周之輶鎔之車亦言尹氏爲

周之輶輶持國政 輶 扶雲反揚雄長楊賦輶輶破穹盧漢

也說文大車後也 輶 書音義輶輶何奴車也

車可寢處也說文淮陽名車 輶 於雲反說文大車後輶也

穹窿爲輶聲類攻車也 輶 若韻篇兵車也聲類攻車也

輶 居 反周禮輿其輶輶鄭玄曰駕馬以載任器也或

作輶字方言輶載也郭璞輶輿亦載物也說文大車

駕 仕佳反說文連車也一曰却車抵堂也野王案東

者也 輶 京賦皇輿 駕輶於東廡是也廣雅輶塞

力前反禮皇

也野王案訓塞之或輿柴 后五路輶車組輶有嬰

字同在木部 輶 羽蓋鄭玄曰后居宮中

の六行あるべきなり。げにや古逸本第九葉の末は漢書の二字にて終れるに此の乃案輿地圖云々は其の淮南王安傳の語第十葉は輶用光に始まるに辭之輶矣思輶用光は毛詩公劉篇の語なれば其の間に此の二行あるべきや明かに、又第十五葉の表と裏とが相接続せぬは古逸本こゝに空行あるにても知られ、今この六行を補ふとも能く其の間を充すに足らざれども輶が輶の異舛なれば第十五葉の表のさし次に此の六行を續くべきや明かなりとす。

内藤湖南博士の談に嘗て三浦子爵より此の卷を借覽したることあり。一二の紙片の貼附せられたる有りしは或は其等の文字あるものゝ復歸せしにやと。







と有りて第八行以下を前に廻せば其の文殆ど同じきに非ずや。著者未だ原本を見ねば果して用紙の二截より成りたりや否やを知らず、儻し兩紙より成らずは其は順序を誤りたるものより寫したる爲ならんと信するなり。

次に附記すべきは此の卷の斷片なほ世に散りばひたりと覺しく、楊守敬の留眞譜初編第三の玉篇の條に左の一行半を出せることなり。

反廣雅侯

戸鞠反埤蒼鮓鮓也

鮓

記家反廣雅鮓

鮓

口

鮓鮓也

野王案鮓鮓即鮓也

鮓也鮓血子也

鮓

換

反埤蒼魚控罩也野王案以罩於

午

蒲杏反埤蒼白魚也

蓋し篆隸萬象名義にては前述の鮓より三十六字にして、鮓鮓鮓鮓あり、宋本にては三十字にして亦この四字あれば此卷が猶完く存せし際に若干の斷片を生ぜしの一なるや明かなり、その高さも書風も同じきこと無論。此くと知れば其の第一字も自ら明白にて

名義

鮓充尺反鮓鮓

宋本

鮓尺戶切鮓鮓也

とある鮓なるべし。蓋し廣雅釋魚に鮓鮓河鮓鮓鮓也とあるを疏證に鮓鮓鮓也、鮓鮓鮓也と改めたるが、顧野王は鮓鮓鮓鮓也(鮓は鮓の訛)とある本を用ひたるにて、曹憲の博雅音に鮓鮓之反とあるも充尺反と同じ。又疏證は宋本玉篇によりて鮓鮓鮓と讀みたれども原本玉篇は鮓鮓鮓と讀みたるべきこと名義の引き方にも證せらるれば、此の隻句も重要な材料たるべし。

べし。

(7) 卷第二十七

玉篇第二十七卷は糸部第四百二十五より索部第四百三十一までを收むるに、前半は高山寺に後半は石山寺に在るものにて一卷完具するは奇なりといふべし。

この石山寺に在る分は訪古志同人の傳寫する所となりしが、高山寺本は傳聞に止まれるを弘化の頃には亦世に出でたり。近藤正齋は其の正齋書籍考に於て

大廣益會玉篇首一卷 三十卷十册

按に顧野王ノ玉篇原本西土久佚ソノ眞面目ヲ見コトヲ得ズ。我江州石山寺ノ書庫往  
往古經卷ヲ傳フ、多ハ卷子儒書ノ裝背ニ佛經ヲ書スルモノ蓋當時世ニ楮紙少キガ故ナ  
ルベシ。予嘗テ石山寺ニ經過シ知足庵僧正ニ就テ其藏ヲ閱ス史記漢書ノ如キハ直チ  
ニ李唐ノ人ノ親筆及我天平年間ノ眞寫顯乎トシテ現存ス。就中玉篇ノ裝背ハ大般若  
經愼吾云ふ此の句に誤ありヲ書セルアリ、則顧野王ノ原書眞本ナリ。是零編ト雖モ實  
ニ吉光片羽亦以テ奎耀ノ寵靈ト云ベシ。我亦幸ニ史漢及玉篇等ノ眞本ヲ目撃シ又就  
テ影鈔珍儲スルコトヲ得タリ好書ノ榮トスベシ。

と云へり。蓋し正齋の西下は寛政七年に長崎奉行出役として、又文政二年に大阪御弓奉行として任に就きたるの二回なり。寛政のは山川夔遠たる崎陽を志しての途次なるを思へば、其



の訪書の擧は恐らくは大阪在任中ならんか(大阪へは書物奉行より轉出せるもの)。然るに此の文政二年は正に狩谷掖齋第四回の西遊の年なり、知らず正齋の石山行は掖齋と同行せりや否やを。さは云へ正齋を以て石山寺本を賸し第一人となすを得ず、古逸叢書の据りし鈔本は文化五年九月に源常顯が嚮摺せしものにて、此の年は文政二年よりも十二年前なればなり。抑も此の二卷を訪書餘録には界の有無によりて別途の物とせるが、東方文化學院景印本によれば兩本俱に界有りと云ふべく、其の裏書が石山寺本に「護摩科文六種」の一行ありて、高山寺本に息災、增益、降伏、鉤召、敬愛、延命を説明せるの後に「護摩科文六種也」と有るは此の二卷が未だ分れざらし前に記し續けられたるものと見るの外なし(餘録には闕畫をも數へたれど高山寺本に縹紙を闕かぬは唐代の制ならず)。故に假令別途の物なりとも取合せて一卷とせる時代ありしが、其の後兩寺に別置せられたりとすべきなり。

さて此の諸本の中にて第十八、九の兩卷は書風殊に他と異なるが、若之をして邦人の書寫ならしむとも唐以前の舊帙に据れるかと思はるゝ節なきに非ず。第十九の水部湫字の條に説文を引きて朝那有湫淵とあるを今本説文には湫泉に作れり。蓋し説文にはもと湫淵とありしを唐人淵を避けて湫泉に作れるならんに、今なほ湫淵に作るは其の原本が唐以前の人の手に成れるものなるを證するを以てなり。漢書地理志に朝那有湫淵祠と見ゆ。

又原本各卷の筆蹟より云へば神宮本の秀媚なるは高山寺の重潤なると相並びて双璧といふべく、永く法書として寶重せらるべきもの。早稻田大學本大福光寺本ともに亦俊穎の氣格間に溢るゝを覺ゆるなり。

天治本新撰字鏡の卷三、六十一、十二の處々に引ける十六字は上に述べたる卷八、廿四の遺文よりも倍蕪せる者なり。たゞ玉篇殘本としては述べがたきを以てこゝに附記す。

3 原本玉篇の印行

原本玉篇の今日世に知られたる者七卷は左の順序にて印行せられたり。

- 一 卷十八之後分 明治十五年十月 柏木本
- 二 卷九(中間に缺あり)  
卷十八之後分 同 年十一月 古逸叢書本  
卷十九 同
- 三 卷二十七(前半)  
卷二十七(後半のみ) 同 十六年十一月 高山寺本  
卷九(の中間)
- 四 卷二十二 同 十七年六月 古逸叢書續收本

第四章 現存せる原本



〔卷二十七(前半)〕

五 卷二十二

同 廿七年四月

神宮文庫本

〔卷九(二、四の分ともに)〕

六 卷二十四

大正五年十一月

原本玉篇本

〔卷二十七(後半)〕

七 卷八

訪書餘録の中

卷次

8

9甲

乙

18

19

22

24

27前

後

刊行次

七

八

四

一

二

四

六

三

二

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

蓋し9の甲乙、22及び27の後半が再刻せられしは前出が傳鈔本たるに慊らずして更に原本により、18と27の前半とが再刻せられしは單行本を叢書本にも收めたるによるなり。

東方文化學院にて目下各本を順次景印せられつゝあり。

(1) 柏木本

柏木本には左の跋あり

原本玉篇卷十八の後分一卷は大和國東大寺尊勝院の弄藏に係る。明治甲戌七年流傳して余の手に歸す。その他の卷本にて今見存するもの四卷ありて其の一は則ち卷九にて

言部論字より幸部執字に至る、惜むべし今所在を知らざる。但し中間の冊部嗣字より欠部歎字に至る六十八行は京都の福井氏に藏せらる。其の二は則ち卷十九にて水部の冷字より涼字に至る二十六行は余之を藏し、獲字より洗字に至るは東大寺尊勝院に藏せらる。其の三は則ち卷二十七にて糸部より索部に至るまで完全圓備し、卷首より縷字に至るまでは山城國高山寺に藏せられ、經字より卷尾に至るまでは近江國石山寺に藏せられて世にいはゆる石山本は即ち是なり。其の四は則ち石山寺と同種の者一卷にて或る人之を藏せるが未だ其の何部たるを知らざるを遺憾とす。而して第十八、十九の二卷は東大寺馬道本と稱せられ、この二卷は原これ同種なるが此の卷は紙質精厚書法奇古毫も他卷と相類せず、定めて是隋唐間の鈔本ならん。卷尾の接軸の處に四年十一月十三日云々馬道の十餘字ありて、四年の上に猶墨痕あれども消磨して讀むべからず、只末畫は稍雲の字に似たり、按ずるに本邦の年號にて雲字を用ひたるは僅に慶雲、景雲あるのみ、疑ふらくは是當時記せる所ならん。馬道は未だ其の何人たるかを詳にせざるなり。

明治十五年冬十月の望後三日に探古書屋にて識す 柏木探古

按ずるに四年の上の字果して雲ならば神護景雲は四年十月の改元なれば、十一月に系くべきは慶雲のみ。慶雲四年はわが文武の末年にして唐の中宗の代とす。

窃に思ふに柏木本は古逸叢書本の前月に出でたる如くなれど、恐らくは古逸叢書本として



撮影せられたる者を先づ單行せしならん。楊守敬が古逸叢書の後に

第十八之後分は柏木所藏の原本より西洋影照法を用ひて之を刻したれば毫髪も爽はずと云へるもの柏木本の既に行はれたるを見るべからざればなり。

この跋中第四に述べたるは何卷ならん。恐らくは第廿二卷即ち神宮文庫の鈔本の久邇宮家に藏せられしをいふに非ざるか。

(2) 古逸叢書本(圖版一の左、參照)

古逸叢書は先づ卷九(中缺)十八之後分十九・二十七(後半)を出し、卷九の中間二十二・二十七(前半)を續收せること前に述べたるが如し。

黎氏は其の叙目に於ては

此真に黃門の原帙にして、逸すること千三百年にして幸に存するもの。注文の詳なる奚ぞ翅に大廣益本に溢出する十倍なるのみならん、僅々十分の一といへども視て瓊寶となすべきなり。予別に跋あり。篇中、放部の卷末に「馬道」の二字あり、馬道とは大和國奈良興福寺の傍に在りて古に學校有りたれば當に是はこの學の所藏より出でたるべし。單行本(古逸叢書の前の一冊をいふ)已に出でしに、日本の紙幣局長得能良介始めて高山寺より糸部の卷首より竊に至る半卷を搜獲して摹刻し、印本を以ておくられたれば因りて別刊(古逸叢書の後の一冊をいふ)補完せし故に一巻の中に兩次第あるなり。柏木探古に聞く

にいふ西京の某氏尙ほ一卷を存してこの刻の外に在りと、但未だ何部たるを知らず、慎吾按するに久邇宮家に存せし第廿二卷の傳鈔本をいふならん、此も遂に古逸叢書に收められたり、羅致するに從なきのみ。

と云ひ、玉篇の書後としては

玉篇と説文と並び重ぜられ、説文にては篆籀の原を訪ね玉篇にては隸變の流を疏したれば、予は其の書の必ず賸衍宏博にして羣言を辯析すること自序に述ぶる所の如く、總會校讎して文字訓詁を足備せる者ならんと意ひしが、今世の行本大廣益會玉篇を考ふるに及んでは注文簡略にして、引く所の書も多くは誰氏に出づるを詳にせずして頗る野王の序と應ぜざりき。然るに唐の孫強加字してより以來陳彭年、吳銓、丘雍等の重修を経て宋本のみ孤行し、相沿ふ且に千歲ならんとするも異辭なければ、學者獻疑を致すとも其の非を證するに由なかりき。本朝の四庫提要に永樂大典に顧野王と宋の重修との玉篇を兼引せるに據りて二書たるを悟りて已に大廣益本の孫強の舊に非ざるを斥けしが、而も又篇字の韻に上元本を收めぬを以て、重修本の注文較繁きが故に多きを以て貴しと爲し、かと謂へるに至りては亦臆度にして蓋し原本を見ざるの故なり。日本の柏木探古の舊藏に古寫本玉篇一卷ありて放部より方部に至る、相傳へて唐宋間の物となす。問る携へて予に示す、予其の注文を見るに、翔實にして内に野王案云々といへる多く真に乃ち顧氏の



原帙なり。又言部より幸部に至る一卷、水部の冷字より洗字に至る一卷、糸部より索部に至る一卷ありて高山寺や東大寺や崇蘭館や佐々木宗四郎の家やに藏せらるる者、見るを得べからざれども、探古皆仿寫して副あり。因りて金幣を贈りて假りて之を刻す。惟放部の一巻は探古祕惜すること殊に甚しければ寫すに西洋の影相法を以てせり。是に於て顧氏の書の逸する久しくして幸に什の一を存せし者復世に傳はるを得たり。今この巻と張士俊の仿宋本とに就きて校するに金部は凡そ三百四十九字なるに張本は一百二十四字を増多し、車部は凡そ一百七十五字なるに七十三字を増多し、舟部は凡六十四字なるに四十六字を増多す。特注文の繁簡は重修本と倍蓰懸殊せるのみならず、即増加字數具すれば此に因りて上元本の舊をも考見すべく、其の貴むべき直に姚方輿の大船頭の二十八字のみに非ざるなり。古書の亡べる衆きが、字學は尤も甚し。漢の藝文志に小學十家四十五篇を擧ぐれども、所謂史籀、蒼頡、爰歷、博學、凡將、元尙、訓纂を擧げて一も存する者なく、僅に急就篇を存するのみ。玉篇も又その晩出のもの、獨り惜むに足るのみならんや。光緒八年(わが明治十五年)壬午十一月、遼義の黎庶昌

と云ひ、楊守敬亦その後に記して

右玉篇卷子本四卷、その第十八之後分は柏木所藏の原本より西洋影照法を用ひて之を刻したれば毫髮も爽はず、餘は俱に傳寫本を以て木に入れたり。刻成りて後日本の印刷局

長得能良介、西京の高山寺より糸部の前半卷を借得して影照法を以て之を刻したれば、乃ち又據りて以て重鑄して糸部は始めて完璧となりぬ。四卷中たゞ柏木本最も奇古たり。餘の三卷も大抵相先後せず、然も皆千年以上の物なり。この書載する所の義訓皆經傳を博引し、其の自ら己が意を下せる者は則ち野王按の三字を加ふ。按するに顧氏の玉篇は蕭愷等の刪改を経て世に行はれ、梁書蕭子顯の傳に見ゆ、唐の上元間に至りて孫強増加の本あり、又玉篇抄十三卷あり(日本國見在書目に見ゆ)、是則ち顧氏の書を増損せる者唐代に在りて已に數家ありき、釋慧力の像文玉篇、趙利正の玉篇解疑は當に別に自ら書を成して顧氏の原本と相亂れざりしなるべし。然も此の四卷につきて之を核するに顧氏の原本たる疑なし。今孫強等増損の本已に傳はるなく、僅に宋の陳彭年の大廣益本を存す。余もと疑ひぬ、廣益本亦三十卷なれども、僅に分ちて上中下三冊となせり、若し顧氏の原本更に簡ならば何ぞ能く分ちて三十卷となさんやと、豈知らんや、其の廣益といふ所は特正文に於て大に増益あるのみにして、注文は全く引く所の經典を刪り、並に其の大字正文をも刪れる者あるを。廣益本に據れば、祥符の牒後に舊一十五万八千六百四十一言、新五万一千一百二十九言、新舊總二十万九千七百七十言と載せ、又双注して注四十万七千五百有十字と云ふ。余、廣益本を以て大字注文を合せて之を並計せるに、實に只二十万有奇にして絶えて注文四十万の事なし。今この本を見て始めて其いふ所の注四十万とは顧氏原



本の數たりゆゑに三十卷に盈つ、舊一十五萬は孫強等注文を删除し大字を増加し並に自ら撰びし注文の數なるを悟りぬ。或は察せずして顧氏原本の注文を以て簡となし孫強陳彭年の注文を繁となすは顛する甚しき者。按ずるに野王收むる所の字大抵説文に本づき、その説文の外に出づる者あれば多く三蒼等の書を引き、字異義同に於ては且つ兩部或は數部に並收せれば其の蒼雅を網羅して當時に在りて已に賅備たりしを知る。廣益本遞に増益あれども之が分別をなさずして、後人に得失を考驗するに從なからしむるは殊に詳慎を失へり。又原本の次第多く説文と同じく、説文に無き所の字は之を後に續ぎしに、廣益本は凌亂する所多く問々増入の字を以て其の中に夾廁せるあり。近人乃ち玉篇の次第を以て説文の次第を校せんとするは亦謬らずや。今顧氏の原本その全を見るを得ずとも、日本の釋空海撰ぶ所の萬象名義(三十卷、唐の開成會昌の間に當る)その分部隸字この殘本を以て之を校するに一々吻合すれば、其の全書も皆顧氏の原本に據りて絶えて増損凌亂なきを知る。又日本の僧昌住の新撰字鏡(十二卷、日本の昌泰間に撰ぶ所、唐の昭宗光化中に當る)その分部次第は同じからざれども載する所の義訓較々備る。之を釋慧琳の一切經音義(百卷、唐元和十二年の撰、此は中國の佚書たり)源順の和名類聚抄(二十卷、日本の天延間に撰ぶ所、宋の開寶間に當る)、具平の弘決外典鈔(四卷、日本の正平二年具平親王撰ぶ所、宋の淳化二年に當る)釋信瑞の淨土三部經音義(日本の嘉祿三年の撰、宋の端平二

年に當る)に皆引けるに野王の按語あるに合せて若之を彙集し以て疏證をなし、顧氏の原書と孫陳の廣益本とをして劃然相亂らざらしめば亦千載の快事ならん。光緒十年正月

楊守敬記す

と云ひて其の驚倒の狀を想見せしむ。

この叙目は光緒十年七月の自序の後につき、書後はその八年十一月、楊の記は十年正月と題すれば此等の文の成れるには自ら前後あり。而して又第廿二卷の後には

西京知恩院の方丈徹底は自ら松翁と號し年七十餘の博雅好古の人なり。今年夏來りて東京に遊びて余が刻せし所の玉篇を索めて、崇蘭館及び久邇宮親王に尙藏本ありて此の刻の外に在るを語る。因りて之を屬訪せしかば松翁歸りて後果して原本を假り得て影寫しておくらる。凡そ四十三紙(原紙や、長ければ今改めて四十八葉となす)其の一は殘卷にして嗣字より歟字に至る、即ち前刻第九卷中の闕文なり。其の一は山部より宍部に至りて即ち原書の第二十二卷完全にして損するなし。末に延喜四年と題せるは唐の昭宗の天祐元年に當る。世千歳を閲して歴劫朽ちざりし者亟に補刻して之を完くせん。光緒十年六月黎庶昌再び日本東京の使署に識す

と云へるによれば叙目は續收の後に艸せられたるべく、即ちその時は既に卷九十八之後分十九二十二二十七の五卷半を收めたるに猶三卷半と云へるは稍粗ならずや。



古逸叢書本の卷十八之後分を柏木本に比するに、柏木本は左の五處

五枚表第二行左一行 九枚裏第三行左一行 十二枚裏第四行全行  
十五枚末行全行 二十枚表第三行左一行

を黒丁とせるに古逸本は空白とせるの異あり。又卷廿七の前半は次にいふ高山寺本を影印したるなれば其行款相符すべき理なるに、古逸本の第十九張の裏の半面は高山寺本よりも各行の文字一二字づゝ前行に送られたるを見るも影印にはふさはしからぬことなり。

(3) 高山寺本

高山寺本には時の印刷局長得能良介の識語あり

清國公使黎蕪齋氏は好古博雅の士なり。楊惺吾と謀りて古典を訪求し隨て得れば隨て刻して古逸叢書若干冊を著す、中に玉篇二冊あり。蓋し古鈔本の各處に存せるを集めたる者、刻成りて贈られしが但糸部の前半缺けたり。予偶々高山寺傳ふる所の古文書を借覽して卷子本玉篇一軸を獲りて之を校すれば糸部の前半全く存して之を合はすれば完冊となるも亦奇なり。因りて寫眞に付して更に上梓し數部を蕪齋氏に贈りて併せて世に行はしむ。

明治十六年十一月

薰山得能良介識す

此の高山寺本と石山寺本とを別途の物と見たる訪書餘録の説は前章の(7)にて之を斥けた

り。蓋し卷十八、九を存せし尊勝院は奈良東大寺の大佛殿の北に在りて大僧都光智の開く所。智は東大寺所傳の華嚴教を發揚せしが、其の徒弟分れて東大寺高山寺の二相承となりたりと云ひ、石山寺の創立亦華嚴の大徳良辨たるを見れば此等諸刹には自ら學僧の相往來するありて其の珍玩せる圖書の假初に携へ去らるゝも無き能はず。此の爲に同種の物の相存し又相分れたるに非ざるか

(4) 神宮文庫本

以上の三種が僅に三年の間に出でたるに、神宮文庫本は殆ど十年にして始めて刊行せられたり。その跋文に

右顧野王玉篇の第二卷この上に井の字を脱せり、歎して曰はく「延喜四年正月十五日收爲典藥頭宅書」と印記ありて又「房」と曰へるも隱々として辨すべし。是は延喜年間皇太神宮禰宜譜圖牒の背面なり。我が國古紙に乏しかりしかば紙背に書を作りし者往々之あり、此も亦其の類か。荒木田神主藤波某の舊藏に係れるが今は神宮應庫に歸しぬ。古人いふ紙の壽は千年と今已に之を過ぎたれば、老紙にて損じ易きこと蒲質も管ならず、頃日相謀りて重ねて裝潢もと演に作るを命じて保存したれば、別に一本を模して版に鈐して以て博古の資に供す。夫れ譜圖牒も固より珍とすべきも玉篇古本も亦獲易からず。朱錫鬯は重刊玉篇に序して曰はく「顧氏玉篇は許氏の説文解字に本づきて稍升降損益あり、唐



の上元の末に迫んで處士孫強稍其の字を増多したれば顧氏の舊に非すと雖も然も古を去ること未だ遠からず、今の行はるゝ大廣益本玉篇に愈まされりと、然らば斯の篇彼の土にて既に輒く見るべからざるに、我が邦にては千餘年の久しきを歴て儼然として猶存して遂に神宮應庫に歸す。安ぞ神明呵護して之を致すに非ざるを知らんや。謹みて自る所を書して跋と爲す。

明治二十七年春四月

神宮禰宜正七位東吉貞撰す

とあるが、余はこの跋文に對して疑なき能はず。「是は延喜年間皇太神宮禰宜譜圖牒の背面なり」と云へるは譜圖牒先づ存して其の背面に玉篇を寫したるものと見たる書方なり。然るに余の目睹せる所にてはその譜圖牒には徳治二年に禰宜に任命せられたる人さへ記入すれば(徳治は延喜より六百三十年の後たり)決して延喜年間の物に非ず、即ち玉篇の背面を利用して譜圖牒を記したるにて、跋文のいふ所は本末を顛倒したるべし。又この本は別別に一本を模したるなればにや筆者の失念なき能はず

厂部唇の注、この本は有有の一字あるのみなるが、原本には有有鮪反とあること古逸本と同じ(廿四枚裏第二行)

卩部隋の注、この本は杜の一字あるのみにて四字分空白なるが、原本には杜預曰陪加の五字たること亦古逸本と同じ(五十枚裏第五行)

(5) 原本玉篇本

越えて二十二年に卷九・二十七の外に新に卷二十四を加へて、原本玉篇と標して羅振玉氏の手にて附印せられぬ。羅氏は卷九の後は

原本玉篇殘卷、言部に起りて幸部に訖りて部たる二十有三、日本の田中伯光顯の所藏を今は早稻田大學の文庫に贈られぬ。遵義の黎氏も已に古佚叢書の中に刊入したりき。乙卯わが大正四年の秋予始めて小川簡齋翁に因りて原本を見るを得たるが、卷を展ぶる數行ならずして已に其の書法の勁妙なる洵に初唐人の手に出でたるに驚きぬ。因りて黎刻を出して之を校すれば筆意全く失はれて黎刻は乃ち展轉傳摹せるを木に上ししにて未だ原本を見るを得ざりしを知らる(以下黎刻の訛れる點を出せれど印刷に便ならざれば略す)。予嘗て吾が友、内藤博士に語りて黎刻、原本と應に並べ行ひて互證に資すべく且つ應に唐賢の妙迹を存すべしと謂へるに、博士之を躓としたりき。今年予既に早稻田大學所藏の禮記子本疏義を假印したれば並に是の卷をも印しぬ。博士の言を聞けば某寺に尙魚部の殘卷ありて二三十行を存するは黎刻の未だ及ばざる所たりと。博士に託して介と爲して之を並印せんことを擬すれど未だ知らず何れの日に斯の願を果すを得んやを(慎)吾按するに卷二十四の魚部も羅刻に入れり。當に天下の學者と與に翹足して之を待つべし。丙辰仲冬、永豐の郷人羅振玉、海東寓居の四時嘉至軒に書す



又その他の分の後には

去年冬予既に古寫本玉篇第九の殘卷を影印したるが頗る黎氏の刊する所多く轉寫に出でたるを以て東邦の所藏を求めて一々原本に就きて寫影印行せんと欲しぬ。今年春乃ち崇蘭館藏する所の冊より欠に至る五部に遡ふ。乃ち工に課して寫影して前書の續となさんとす。冊より欠に至る五部は原第九冊の冊字より濶字に至るの間に在りしが顧ふに前書已に印行して補入せられず。魚部淺々たる十三行なれども經籍訪古志未だ載せざる所黎刻も亦及ばず。糸部黎刻影照本によりたれば尙眞を失はざれども糸より索に至る諸部(慎吾按するに宜しく糸部經字以下と云ふべし)は影寫本によりて版に上したれば今卷首二尺許を取りて試に一たび比勘すれば譌奪已に錯見せり(以下黎刻の訛れる點を出せれど之を略すること上に同じ)則ち傳鈔の本其の失なき能はざるも亦明かなり。往には友人爲に言ふ大阪の藤田氏には尙水部の殘卷ありと(慎吾按するに氏には放部と水部との兩卷あれど放部は黎刻既に寫眞板を收めたれば今云はぬなり)。友に託して之が介となして之を榮刊せんと欲せしが乃ち久しく諾したれども克く踐まざれば爰に先づ此の四卷(卷九を甲乙に分ちたるより四卷と數ふるにて實は三卷のみ)を印して以て當世に論ず。黎刻有る所にして余未だ觀るを獲ざる者異日若し幸に邂逅するを得ば再び廣續せん。十已十一月永豊の郷人羅振玉海東の寓居の夢鄒艸堂に書す

と跋せり。この羅本につきて怪しむべきは卷第九に於て語部八行を脱しながら(今の早稻田大學本に之を佚す)一言之を明かにせざることゝす。

(6) 訪書餘錄に收められたるもの

訪書餘錄は和田雲村氏が其の訪得せる希觀書につきて記したる者なるが其の舊鈔影寫標本第三十五號として之を出せるにて實は前五回の單行本又は叢書の中たるとは其の趣を異にする者とす。

(7) 東方文化學院景印本(圖版一の右參照)

彼の土に逸せる漢籍の善本を景印して東方文化に資せんとせらるゝ同院にては原本玉篇を順次世に出さるゝ計畫にて既に昭和七年十月に早稻田大學本、本年五月に高山寺石山寺本(俱に卷子本を公にせられ従來印出せられたることなき背面の文字又は圖畫をも收められたれば眞に原本を手にするが如し。即ち石山寺本には卷末に梵字及び訓釋數行又石山寺經藏の墨印ありと訪古志に述べ古逸叢書にも本文に接けて出したれど實は裏書の初頭にて卷末に非ず裏書は猶護摩科文六種に及びて爐様の略圖さへも附せり近藤正齋の大概若經と云へるは非。科文の末に應德二丁丑の奥書あり(應德は白河御宇の季年高山寺本と古逸叢書本とにて行款の異なるは古逸のさがしらなることなど明らからるれば全部刊成の日にかに學界を益すべきかは殆ど測り知られざるなり。



以上述ぶる所を表とすれば左の如し

卷八	内容 心部六字	奥書 舊所在	明治以前 未知	印行 訪書餘録の中	古逸叢書 羅本	現今所在 久原文庫
卷九	首と尾 言部等 治安元年 竹苞樓	勝林院 福井崇蘭館	訪古志鈔録三 冊の一 残簡上の前半 未見	寫本より 同右	早稻田大學 福井氏	
卷十八後分	放部等 一六五字	慶雲四年尊勝院	訪古志鈔録三 冊の一 残簡下後半	十五年十月 柏木本(寫真)	柏木本を 藤田家	
卷十九	水部 一四四字	同	同右 同前半	寫本より 同		
卷廿二	山部等 六二四字	延喜四年藤波神主 未知	廿七年四月 神宮文庫本 (影寫)	久邇宮家 の寫本より	神宮文庫	
卷廿四	魚部 十九字	大福光寺 未知	十六年十一月 高山寺本 を 文政五年 の嚮摺本 より	高山寺本 を 文政五年 の嚮摺本 より	高山寺 石山寺	
卷廿七	前半 糸部 四二三字	高山寺 石山寺	殘簡追加 訪古志の標題 とせるもの 殘簡上の後半	十六年十一月 高山寺本 を 文政五年 の嚮摺本 より	高山寺 石山寺	

4 此等の諸本は同種なりや

卷十八が前後分に分れたるより推せば玉篇は六十卷となりたるべく、此はいかなる著録にもなきことなるを以て頗る吾人を駭す一なりとす。

形式の上より卷首を存する第十八、廿二、廿七の部首の出し方を檢するに

第十八 字三 放部第二百七十一 甫望 反 丁部第二百七十二 渠基 字十一

第廿二 山部第三百四十三 艸部第三百四十四

第廿七 糸部第四百廿五 亡 狄 反 系部第四百廿六 奚 計 反

にして各異なり。若し第十八の毎部の字數を筆者のかりそめに加へしものとすれば第十八と第廿七とは同じきものとなるを得む。

今試に同類の書を見るに

王氏刊本切韻第三種	一先蘇前	一董多動	一屋鳥谷
同 第二種	一紅德東	二都冬	
蔣氏刊本唐韻	一鳥屋	二酷烏沃	
宋本廣韻	紅德東第一	宗都冬第二	
同 玉篇	逸於一部第一	讓市上部第二	

第四章 現存せる原本



たり。王氏刊本切韻の第二三種は王國維が序でたるものなれども第三種が前出なるべきは確據あれば今改めて次第せるに第二種の音を出して部首之に次ぐは宋本のと一致すれば果して新しき傾向といふべく、第三種の部首の下に音を出すは古き形なり。今玉篇の第十八廿七は順位のその間に廁れるあれども此の古き形に近しといふべし。

又内容の上よりは今少しく徹底せる言をなすを得べし。即ち第十八に限りて説文を引ける態度が他巻と異なりて六書の説明又は从某々聲までを引けることなり。同巻に説文を引くもの八十六條なるに、其の二十四條は

典五帝之書也、从冊在丌上、尊閣之也

奠置祭也、从食、々酒也、丌其几也

甫从用从父、々聲

舟象形也

の類なるが、此の如きは第十九の溢字の條に器滿也从水从皿と一見するを除く時は第八・九・廿二・廿四・廿七の五巻中に絶えて無き所とす。果して然らば第十八は部首の出し方に於て第七に近くとも、一卷を前後に分てると此の説文の引方とに於て他とは異なりとすべきものならん。

5 原本の筆誤

帝三たび寫せば虎となるは古人の悲しむ所、況や現存せる原本の筆者悉く精密なる人たるを得ざりしをや。今その筆誤と覺しき二三を擧げん

言部調の次に譚字あれど此の字は前の調の次に既に出でたるもの。之を篆隸萬象名義に參するに訶詆譴譎譎相序でたれば宜しく調(譎と同字)の次に有るべくして、訶の次のは衍

食部飡字の注に韓詩外傳を引きて

韓詩不素飡兮無功而食祿謂之素飡人俱有質朴無治民之杖居位食祿多得君之加賜者曰

素飡素者質也飡者食之加惡小人蒙君加賜溫飽故言飡之也

素部の注に又同書を引きて

韓詩素質也人但有質朴無治人之才居位食位多併君之加賜故曰素飡

とあり。兩者を併觀して食部の俱杖、素部の位併の字の誤るを知るべし(漢魏叢書本の外傳にこの文なし、外傳のに非ざるか)。さて今日は素飡の解は詩の不素飡兮の傳の素空也、孟子の注の無功而食謂之素飡を用ふれど、韓詩のは今一步素の字に即したる解といふべく、或は孟子の注も此の韓詩のに依りたるやも計り難し。

石部砮字の注に字書亦砮字也とあれど砮の前は砮字にて相承けず。宋本この處は 砮 砮 砮 とあるより推せば原本も砮と砮との間に砮ありしこと著く、今のは偶砮の字



を脱したるなり(萬象名義も砧砧同上とあるは奇)。  
 頁部隈字の次に遣の字を出して丘善反遣適小塊也とあれど、説文に昔商小塊也とあるより推せば遣適は昔商の誤なり。昔なればこそ頁部には收めらるべけれ。  
 糸部紱字の次に繁、また繼字の次に亦繁を出せり。萬象名義によるに紱の次のは繅、繼の次のは繁にて各同じからざるなり。この二項より見れば今の原本には寫胥の誤も多かるべきなり。

山部嶽字の注に説文嶽嶽山名也を出して、再び説文山名在右馮翊谷口と續けたるは異様なり。萬象名義を檢するに嶽に次ぐに嶽を以てし、説文の山名在右馮翊谷口の解も此の嶽の解なれば、こゝに嶽字ありしを佚して其の注の一部を直に嶽に系けたりとは知らるるなり。

又顔氏家訓に 俗間有踏々語顧野王玉篇誤爲黑旁沓 と云ひて之を難じたるが、宋本玉篇その譌を承けて 晋書有踏伯、廣韻にも 晋書有兗州八伯太山羊曼爲踏伯 と見ゆるは後世を毒せるものかな。

## 第五章 玉篇の體貌

### 1 收字の範圍

顧野王の原本が完存せざる今日に於て、其の所收の文字の數を知るべきは僅に唐の封演の聞見記に

梁朝顧野王の撰べる玉篇三十卷凡そ一万六千九百一十七字

といへるもの有るのみ。

そも、漢土各時代通用文字の數を知るべきもの、先づ漢書の藝文志に

史籀十五篇周宣王の大史、大篆十五篇を作る、建武の時六篇を失ふ

蒼頡篇上七章は秦の丞相李斯の作 爰歴六章は車府令趙高の作 博學七篇は大史公胡毋敬の作

漢興りて閭里の書師蒼頡爰歴博學の三篇を合せ六十字を斷ちて一章となせるもの凡そ五十五章を并せて蒼頡篇となしき。武帝の時に司馬相如、凡將篇を作りしが復字なかりき。元始中に楊雄訓纂篇を作りて蒼頡に順續し、又蒼頡中の重複の字を易へて凡そ八十九章あり。

とあり。此の史籀篇と蒼頡篇との關係を明らかにすには説文の序を引くべし



秦の始皇帝初めて天下を兼ぬるや丞相李斯乃ち奏して天下通用の文字(上文に、其の後諸侯力政王に統べられず言語声を異にし文字形を異にし)とありを同じくし其の秦の文と合はざる者を罷めんとして、斯は倉頡篇を作り、中車府令趙高は爰歷篇を作り、大史令胡毋敬は博學篇を作る。皆史籀の大篆を取りて或は頗る省改せるものにて所謂る小篆なり。即ち史籀篇は古文の教科書、倉頡等三篇は小篆の教科書にして、史籀篇の内容は適當に倉頡等三篇に攝取せられたれば、皆史籀の大篆を取りてとは云ひけん。而して此の三篇の文字は每章六十字のもの五十五章と云へば三千三百字にて、當時使用のあらゆる文字は該ねずとも標準たるものは洩らさざりしなり。

漢興るの初は此の三千三百字にて足りしに、一百三十年を経たる宣帝の代には此の中に日常の用たらぬものを生じたれば、藝文志に又

蒼頡に古字多く俗師その讀を失る。宣帝の時齊人の能く正しく讀む者を徵す、張敞從つて之を受く。

と有り。俄に古字が多くなりしに非ず、日常に用ひねば古字となれる迄にて、其の反面には新に用ひらるゝ文字の起れるや論なし。之を證すべきは同志に

武帝の時司馬相如、凡將篇を作れるに複字なし。元帝の時黃門令史游、急就篇を作り、成帝の時將作大匠李長、元尚篇を作る。皆蒼頡篇中の正字なり。凡將は頗る出づる所あり。

と有りて宣帝に前だつ武帝の代に成れる凡將篇が從來の蒼頡篇以外の文字を收めたるを云へる者是なり。又急就、元尚の二篇が蒼頡篇中の正字にてありながら新に出でたるは、時代は蒼頡篇のまゝの内容を置去りにしたる故ならずや。宣帝の初より又八十年平帝の元始中に天下の小學に通じたる者を徵して文字を未央の庭中に説かしめられ、黃門侍郎楊雄その用ある者を取りて訓纂篇を作れるが、その訓纂篇はすべて八十九章ありと云へば、蒼頡三篇の五十五章よりも三十四章多く即ち二十四字の増加にて前漢二百年は過ぎたるならん。

後漢興りて七十年なる和帝の時班固は更に十三章を、賈勗は三十四章を續ぎたりと稱せらる。然るに此の時蒼頡三篇の五十五章を上卷、楊雄の訓纂篇三十四章を中卷、賈勗の滂熹三十四章を下卷として三倉と稱へられたりと云へば、班固のは下卷の中に在りしかと云はる。此の見方に従へばこの七十年に更に賈勗の三十四章即ち二千四百字を増したることとなり、其の字數前漢三百年間の増加のと同じきは多きに過ぐる如くなれど、其の和帝の末に起艸せられし許慎の説文解字が既に九千三百五十三字を收むに比すれば、三倉の百二十三章七千三百八十字もその網羅の範圍は廣からざりしなるべし。説文が此くも文字多き所以いかん。錢大昕の説文答問に

問ふ許叔重の説文解字十四篇九千三百五十三文にして經典に見えぬもの幾ど十の四、文多くとも用に適せざらんは窃に未だ喩らざる所



曰はく今世に行はるゝ九經は乃ち漢魏晋儒の一家の學のみ。叔重は東京全盛の日に生れて諸儒の講授して師承の各々別なるものをも悉く能く通貫せる故に、經師の異文に於ては采摭尤も備はりしにて、今人の隱僻の字と視なす者も大率經典の正文なりしなり。經師の本に互に異同あれば叔重は其の古文に合へる者を取りて經と稱して之を顯し、其の文は異なれど義の通すべき者は亦兼ね存したればなり。

と云へる者その實を得たるべく、通用文字としては一字にて可なるものも數形を收めたる一二を云はゞ、普通には確乎、確然など用ゆる確もまた瑁乎に作り霍然に作れば俱に之を引き、更に又砧や礪を録し、普通は方鳩倂功と鳩字を用ふるものも其の本義句字をよしとすれば亦之を録したる類是なり。

三國に入りては魏の左校令李登に声類十卷ありて、封氏の聞見記に其の字數を一萬一千五百二十字と云へり。清の陳鱣は其の聲類拾存に叙して

說文に較べて二千一百六十七字を増多せる故は說文にては本、一の啗字なりしに、此には別に吼、响、咩の三字を出して皆噪なりと訓じ、說文にては本、一の挺字なりしに此には別に挺字を出すなど蓋し佛書盛行はれて僞體雜見せるなり。

と述べたる如く、實にや佛敎の盛行は寫經の風習を起し、此の事たゞゞ文字の社會化となりて異體の紛起を見たるも亦已むを得ざりしならん。且や說文の一書すでに博きに誇るの風

あれば後出の物自ら之を承けて收字の激増するも自然の數なるべし。

聞見記は上文の次になほ

晋に呂忱ありて字林を撰ぶ、七卷亦五百四十部(慎吾按するに說文も五百四十部なれば)亦といふ、凡そ一万二千八百二十四字。後魏の陽承慶復た字統二十卷を撰ぶ、一万三千七百三十四字(この次に上に引ける玉篇の記述あり)

と云へり。呂忱は晋の何時頃の人なるかを知り難きが、魏書江式傳に「義陽王の典嗣令任城の呂忱」とありて其の義陽王は安平獻王の子なる義陽王司馬望ならば晋の宣皇帝司馬懿の甥にして太始元年に王となりその七年に薨じたる人なれば、忱を太始中の人とするも不可なからん。陽承慶は梁の簡文の初年に生存したるべくして顧野王と殆ど同時代。今姑く李登を魏代四十五年の中央におきて此等を計ふれば

說文より声類まで 一四〇年間に文字の増加二一六七  
聲類より字林まで 二九年間に 一三〇四

字林より 字統まで 九一〇  
玉篇まで 二九〇年間に 四〇九三

の表となすを得べく、以て玉篇の收字のいかに豊富なりしかを知らるゝなり。

聞見記に云へる字數は孤證たるの嫌あれども之を信受すべき他の理由なきに非ず。宋本



玉篇の本字を通計するに二二七八四字なり。今現存せる原本に一部の字數を出せるもの五二部その本字一五八五字たるに、此の五二部の宋本の本字は二二九一字にして原本よりも約四割四分の増加なり。よりにて宋本の本字總數即ち二二七八四字より四割四分を減すれば二八〇〇字を得べく、聞見記のいふ所とは四一〇〇字の少數なれど原本は次にいふ如く或爲の體を收むること極めて多きを以て字數は多かるべき理あるなり。

2 或 爲

原本玉篇に於ける特殊の現象として或爲を擧ぐるを得べし、いふ意は某字につきて或爲某もしくは亦爲某と註すること多きこれなり。今二部以上に亘れるもの又は數部互見の一ニを擧げん。

謳 或爲謳字在口部 或爲謳在口部

訝 亦爲訝字在迎部 亦爲訝字在手部

𦉳 或爲𦉳字在言部 或爲𦉳字在頁部

古文爲𦉳在𦉳部

次のは字𦉳の或爲を云はねど他部に在りと云へば畢竟はその部首に从へる字たるべきなり。𦉳 野王案するに此の字の類甚だ多く音皆相似たり、

人心に伏合するの𦉳は音於𦉳反、𦉳字となして𦉳部に在り、

鎮恭の𦉳は音於甲於涉の二反、𦉳字となして土部に在り、

安靜の𦉳は音於監反、𦉳字となして心部に在り、

𦉳着按持の𦉳は𦉳字となす、音於𦉳於𦉳二反、𦉳字部に在り。

今此等の文字を考ふるに

謳を謳に爲るは荀子の呪謳之の注に與謳同とあり。謳に爲るは慧琳一切經音義に謳歌也、喜也、吟也とあるものか。

訝を訝に爲るは説文の或𦉳。𦉳は儀禮聘禮の訝受几于筵前の注に今文訝爲梧とあるを

顧野王の見たる本は手に从へるか。訝は説文に一日車輶會也とありて考工記輪人に

牙也者以爲固抱也の注に鄭司農云牙讀如訝とあるに由あらん。

𦉳を𦉳に作るは漢書韋賢傳𦉳々黃髮を文選諷諫詩に𦉳々に作れるもの。𦉳字は類篇に

恭嚴也とあれば通用するか。𦉳に作れるは三國志名臣序贊の注に史記を引きて不如

十士之𦉳々也とあるもの。𦉳に作るは周禮占夢の𦉳夢の注に當爲驚𦉳之𦉳とあるも

のなるべし。

𦉳の伏合人心は蒼頡篇に出でたること大方等大集經音義等に見え、鎮恭の恭は𦉳の筆誤にて𦉳鎮也、𦉳也も亦蒼頡篇に見えたること阿毗達磨俱舍論に見ゆ。説文に又𦉳字あ



りて安也於鹽切と云へるもの即ち安靜之狀にて鹽は恐らくは鹽の訛ならん。又歴ありて一指按也於協切とあるもの即ち厭着のと知らる。にして顧氏のいふ所の信にして微あるを知るべし、又此く或舛の多きは天下同文の化たえて意の近きまゝに偏旁を變易しては使用したる結果にして之を會通するは字書至要の職務たりしならん。

3 音 切

孟子曰はく

一齊人之に傳へて衆楚人之を咻せば日に撻ちて其の齊たらんことを求むとも得べからじ。引いて之を莊嶽の間に置くこと數年なれば日に撻ちて其の楚たらんことを求むとも亦得べからじ。

と、これ正に齊楚の語音の同じからざるをいふ者。而してその實例は穀梁傳の襄公五年に

(經)吳に善稻に會す (傳)吳には善を伊といひ稻を緩といへども、號は中國に従ふなり、名は主人に従ふものとす。

とあり。蓋し會合の地、吳にては伊緩と呼べとも、號は中國に従ふものとして善稻(左氏には善道に作る)と書したりとの意なれば、吳と中國との言語の異なりしや明けし。同書には

中國にては太原といひ、夷狄にては大鹵といふ(昭公元年)。

狄人は賁泉を失臺といふ(同五年)。

齊にては菴と謂ひ楚にては颯と謂ひ、衛にて輒と謂ふ(同二十年)などの文猶多し。

その後兩漢の混一ありて長く同文同軌の化を見たれども、禹域は廣し何ぞ地方によりて語言の同じからざるを怪しむべき。前漢の末に出でたる楊雄の方言十三卷は全く各地に異なる言語を會通するの專書なり。況や五胡十六國の夏を狩りし後をや。故に隋の陸法言は切韻に序して

吳楚は時に輕淺に傷れ、燕趙は多く重濁に傷れ、秦隴にては去声も入となり、梁益にては平聲も去に似たり

と云ひ、顧齊之は慧琳の一切經音義に序して

秦人の去聲は上に似、吳人の上聲は去に似、その間にては輕剽に失し重濁に傷る

と云ひ、景審も亦

古來の音反、吳音と秦音と辨するなく清韻と濁韻と明め難き、武と綿とは双聲となり企と智とは疊韻となるに至る

と云ひ、又陸德明の經典釋文には



方言の差別は固より自ら明かならずして河北と江南とを鉅異とす、或は浮清に失し或は沈濁に滯る

と述べたる如き、殆ど聲韻を談するもの、常套語となれる觀あり。此等の言の實例とすべきものに北齊の顔之推の家訓の一條あり、其の風操篇に

蒼韻篇に侑の字(王念孫の改むる所に從ふ)あり、訓詁(書名)にいふ、痛みて呼ぶなり、音羽罪の翻と、今も北人痛き時は之を呼ぶ。聲類にては、音于未の翻にて今も南人痛ければ之を呼ぶ。この二音その郷俗に隨ひて並せて行ふべきなり。

と有る罪は上聲、未は去聲なれば江南の去聲は江北にては上聲となるをいふに非ずや、知るべし此の時一の楊子雲有らんか其の成すべき別國方言は續篇續々篇に及ぶべきを。

嘸 郭璞の音にては霜智の切、北土(應音)此土に作る、琳音引く所に從ふ、この音を行ふ。又所隘切、江南にては此の音を行ふ、應音一五の九

頰 韻英に云ふ、頰は頰なりと。正しくは各に从ひて頰に作るを、經に客に从ふは俗字のみ。江東の人は頰を呼びて訝となす。幽州人は頰を謂ひて鄂となす、皆聲の訛轉なり、琳音六〇ノ一四

梭 素禾反、關の東西にては皆この音を行ふ。又龜禾反、梁益の間にてはこの音を行ふ、隨

爾雅二十五ノ十一

の類この三書にて二十八條ありて、地方を表す語としては

中國 關中 關西 陝以西

江南

山東 江東

北燕 幽州 北人

の十ありて略四方を包括すれども、中國、江南と對言するもの廿五分の十四に上るを見れば南北語言の差特に大なりしを知らるゝなり

釋天産の聲音對には唐の范攄が雲溪友議に載する陸暢の催粧の詩を以て吳音の證とし、磨光韻鏡餘論亦全く之を用ひたり。蓋し攄は僖宗の時の人(四庫全書總目の説による)なれば琳音の成れる建中よりも百年の後に生榮せるなり。則ち吳音の徵はこゝに引けるを用ふべし。俱に内典なるに産雄兩公の目に觸れざりしは當時書籍の獲易からざりしにこそ。

此の如く四方の語音同じからざる中に成れる小學の書が各々其の地方の影響を蒙るは必然の事なれば、玉篇の音を探りて同時に出でたる他の聲韻の書と比較するも亦無益ならざるべし。而して同時に出でたる者としては經典釋文と切韻とを用ひんとす。釋文は十駕齋養新

録に



この書録する所の注解傳述の人多くは是南士。沈重は晩に周に仕ふといへども其の書、久しく江左に行はる。この外には北方の學者は絶えて齒及せずと云ひ、切韻は其の著者陸法言は魏郡の人なれども、大般若婆羅密多經音義に浮は附無反、玉篇の音は扶尤反、按するに今の宋本も同じ、陸法言の音は薄謀反、按するに王氏刊本も同じ、下の二は皆吳楚の音なり、今並に收めずとありて亦南方の音の存すること明かなればなり。さて今玉篇の言部に出で、又易書詩爾雅の釋文にも存する者を摘出するに凡そ五十五字ありて、又切韻に在るはその中の三十五字なり、其等の音切を通覽するに

玉篇	釋文	切韻
詭	竹悲	悲=睡
警	居影	九影
謚	莫橋	民必
	莫=彌=民	橋=必=畢
譽	與舒	餘魚
	與=餘	舒=魚
謠	與昭	餘昭
	與=餘	昭=招
訖	居迄	居乞
	許乙	迄=乞=乙
諺	宜箭	魚變
	宜=魚	箭=變
訝	魚嫁	五駕
	魚=五=吾	吾駕(唐)
讎	視周	市流
	視=市	周=流
諛	與珠	以朱
	與=以=羊	羊珠=朱
詔	丑冉	勅檢
	丑=勅	冉=檢

玉篇	釋文	切韻
警	五勞	五勞
	勞=報	
詒	與之	與之
	與=以	
誑	俱放	居況(唐)
	俱=九=居	放=況=往
譖	在貸	疾蔭(唐)
	在=側=疾	貸=鳩=蔭
訕	所姦	所姦
	姦=諫	
誣	武虞	武夫
	虞=夫	
謗	補浪	市曠(唐)
	補=博=甫	浪=曠
詛	祖據	莊助(唐)
	祖=側=莊	據=助
誕	達坦	徒早
	達=但=徒	坦=旦=早
謔	虛虐	虛約
	許約	
	虐=約	
訐	胡東	胡籠
	戶工	東=工=籠
	胡=戶	

切韻に(唐)と注せるは蔣氏刊本唐韻に取る者

の類にして、その結果として

- 1 音切の文字は異なれど玉篇釋文切韻三者に見えぬは二者にて同音となるもの四十八字
  - 2 玉篇切韻同音たれど釋文のみ異なるもの五字
  - 3 釋文切韻同音たれど玉篇のみ異なるもの一字
  - 4 玉篇と釋文と相異なるもの一字、
- を得て五十五字中四十八字までも同音なる者存するはいかに本書が忠實に當時の標準音を